

官報

平成二十八年三月二十二日

○第百九十回 衆議院會議録 第十八号

平成二十八年三月二十二日(火曜日)

議事日程 第十号

平成二十八年三月二十二日

午後一時開議

- 第一 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 第二 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 第五 独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 自殺対策基本法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○本日の會議に付した案件

- 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名
人事官任命につき同意を求めるの件
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件
情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件
公益認定等委員会委員任命につき同意を求めるの件
公認会計士・監査審査会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件
行政不服審査会委員任命につき同意を求めるの件
中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件
日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件
- 日程第一 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 日程第二 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第五 独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 自殺対策基本法の一部を改正する法律案(参議院提出)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

○議長(大島理森君) この際、御紹介申し上げます。

ただいまフエルナンド・ダ・ピエダーデ・ディ・アス・ドス・サントス・アングラ共和国国会議長御一行が外交官傍聴席にお見えになっておりますので、諸君とともに心から歓迎申し上げます。

〔起立、拍手〕

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

○議長(大島理森君) 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名を行います。

○伊藤忠彦君 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(大島理森君) 伊藤忠彦君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、動議のとおり決まりました。

議長は、中央選挙管理会委員に

神崎 浩昭君 高部 正男君

佐藤 泰介君 橋本 文彦君

及び 佐々木憲昭君

を指名いたします。

また、同予備委員に

元宿 仁君 久米 晃君

尾崎 智子君 遠藤 乙彦君

及び 吉井 英勝君

を指名いたします。

人事官任命につき同意を求めるの件

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公益認定等委員会委員任命につき同意を求めるの件

公認会計士・監査審査会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件

行政不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行行政委員会審議委員任命につき同意を求めるの件

○議長(大島理森君) お諮りいたします。

内閣から、

人事官

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員

情報公開・個人情報保護審査会委員

公益認定等委員会委員

公認会計士・監査審査会会長及び同委員

行政不服審査会委員

中央更生保護審査会委員

及び

日本銀行行政委員会審議委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院

の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

人事官に吉田耕三君を、

情報公開・個人情報保護審査会委員に池田陽子

君及び渡井理佳子君を、

公認会計士・監査審査会委員に吉田慶太君、山

田辰巳君及び八木和則君を、

行政不服審査会委員に小早川光郎君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、いづれ

も同意を与えることに決まりました。

次に、

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員

に吉田広司君、石津寿恵君及び中西敬子君を、

情報公開・個人情報保護審査会委員に岡田雄一

君、白井玲子君、岡島敦子君、池田綾子君、秋定

裕子君、下井康史君及び中川丈久君を、

公益認定等委員会委員に山下徹君、小森幹夫

君、小林敬子君、双木小百合君、西村万里子君、

北地達明君及び堀裕君を、

公認会計士・監査審査会会長に廣本敏郎君を、

同委員に松井隆幸君、木村明子君、徳賀芳弘

君、佐藤淑子君、淵田康之君及び水口啓子君を、

行政不服審査会委員に市村陽典君、戸谷博子

君、伊藤浩君、大橋洋一君、中山ひとみ君、成瀬

純子君及び山田博君を、

中央更生保護審査会委員に松浪克文君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、いづれも同意を与えることに決ましまし

た。

次に、

行政不服審査会委員に戸塚誠君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

次に、

日本銀行政策委員会審議委員に櫻井眞君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を

与えることに決まりました。

○議長(大島理森君) 日程第一は、委員長提出の

議案でありますから、委員会の審査を省略するに

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第一 地震防災対策特別措置法の一部を

改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、地震防災対策特

別措置法の一部を改正する法律案を議題といたし

ます。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委

員長野田聖子君。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

案

〔本号末尾に掲載〕

○野田聖子君 たいいま議題となりました法律案

につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明

申し上げます。

地震防災対策特別措置法は、阪神・淡路大震災

の教訓を踏まえ、平成七年六月に、地震による災

害から国民の生命、身体及び財産を保護するた

め、地震防災緊急事業五カ年計画の作成及びこれ

に基づく事業に係る国の財政上の特別措置等につ

いて定めることにより、地震防災対策の強化を図

り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保

に資することを目的として、災害対策特別委員会

の提出により制定されたものであります。

本法に基づき、各都道府県においては、地震防

災緊急事業五カ年計画を定め、施設等の整備等を

鋭意進めてきたところであります。しかしなが

ら、日本各地で地震が多発し、また、首都直下地

震等の発生が懸念されている現状に鑑みれば、地

震防災対策のなお一層の充実強化を図る必要があ

ります。

これまで、本法における国庫補助率のかさ上げ

等に係る規定につきましては、五年ごとに延長を

行つてまいりました。現在、その期限は、本年三

月三十一日までとなつております。

本案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況

に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担または

補助の特例等の措置に係る規定の有効期限を平成

三十三年三月三十一日までさらに五年延長する改

正を行おうとするものであります。

以上が、本法律案の提案の趣旨及びその内容で

あります。

本案は、去る十八日の災害対策特別委員会にお

いて、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつ

て成案と決定し、これを委員会提出法律案とする

ことに決したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

〔拍手〕

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第二 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。経済産業委員長高木美智代君。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔高木美智代君登壇〕

○高木美智代君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書において、温室効果ガスの排出量を基準年比で六％削減する目標が我が国に課せられました。

本案は、この削減目標の達成に資するために新エネルギー・産業技術総合開発機構が行ってきた排出量取引等の業務について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則において平成二十八年三月三十一日までとされている廃止期限を迎えるとともに、我が国は、京都議定書による温室効果ガスの削減目標を達成し、これまで同機構が行ってきた当該業務を継続する必要がなくなつたことから、これを廃止する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月十五日日本委員会に付託され、翌十六日林経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、十八日に質疑を行い、同日、質疑終了

後、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。法務委員長葉梨康弘君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔葉梨康弘君登壇〕

○葉梨康弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を三十二人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十六人減少しようとするものであります。

本案は、去る三月八日日本委員会に付託され、翌九日岩城法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十六日質疑を行い、同日質疑を終局しました。十八日、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条について

の新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(大島理森君) 日程第四、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条について

の新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。外務委員長岸信夫君。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔岸信夫君登壇〕

○岸信夫君 ただいま議題となりました在日米軍駐留経費負担に係る特別協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本協定は、本年一月二十二日、東京において署名されたものであり、在日米軍駐留経費の我が国による負担を限り、我が国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、経費の分担について定める日米地位協定第二十四条について新たな特別の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、我が国は、平成二十八年から平成三十二年の会計年度において、合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する一定の給与及び合衆国軍隊等が公用のため調達する光熱水料等の支払いに要する経費の全部または一部を負担すること、

第二に、我が国の要請に基づき、合衆国軍隊の訓練が日本国内のほかの訓練場または米国の施設下にある訓練場に移転された場合、我が国は移転に伴い必要となる追加的経費を負担すること、

第三に、米国は、これらの経費の節約に一層努めること等であります。

平成二十八年三月二十二日 衆議院會議録第十八号

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案 自殺対策基本法の一部を改正する法律案

なお、本協定は、平成三十三年三月三十一日まで効力を有することとなっております。

本件は、去る三月十日日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、外務委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌十一日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十六日及び十八日に質疑を行い、討論の後、採決を行いました結果、本件は多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第五 独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長赤澤亮正君。

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔赤澤亮正君登壇〕

○赤澤亮正君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及

び結果を御報告申し上げます。

本案は、環境の保全に関する研究及び技術開発を効率的、効果的に推進するため、当該研究及び技術開発の実施及び助成に係る業務を独立行政法人環境再生保全機構の業務の範囲に追加すること、に、役職員に係る守秘義務規定の整備等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十四日本委員会に付託され、翌十五日丸川環境大臣から提案理由の説明を受け、十八日に質疑を行いました。同日、質疑を終局した後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第六、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長西村康稔君。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔西村康稔君登壇〕

○西村康稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月十五日日本委員会に付託され、翌十六日加藤国務大臣から提案理由の説明を聴取し、十八日に質疑を行いました。

質疑終了後、本案に対し、自由民主党、民主・維新・無所属クラブ、公明党、おおさか維新の会及び改革結集の会の五党派共同提案により、政府は、財源を確保しつつ、幼稚園教諭及び保育士等の処遇改善並びに子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする内容を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第七 自殺対策基本法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(大島理森君) 日程第七、自殺対策基本法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生労働委員長渡辺博道君。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺博道君登壇〕

○渡辺博道君 ただいま議題となりました自殺対策基本法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自殺対策の一層の推進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、基本理念として、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されなければならないこと等を加えること、

第二に、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設けること、

第三に、都道府県は都道府県自殺対策計画、市町村は市町村自殺対策計画をそれぞれ定めるものとするともに、国は、これらの計画に基づいて自殺対策のために必要な事業等を実施する都道府県または市町村に対し、交付金を交付することができること、

第四に、調査研究等の推進及び体制の整備等の基本的施策を拡充すること、

第五に、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする等でございます。

本案は、参議院提出に係るもので、去る二月二十四日本委員会に付託され、三月十八日、参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、児童扶養手当法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣塩崎恭久君。

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣(塩崎恭久君) ただいま議題となりました児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

一人親家庭は、子育てと生計を一人で担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えております。特に、子供が二人以上の一人親家庭においては、より経済的に厳しい状況にあります。

このため、児童扶養手当について、特に経済的に厳しい状況にある一人親家庭に重点を置いた改善を図ることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

児童扶養手当につきまして、支給要件に該当する児童であつて母が監護するもの等が二人以上である場合における加算額のうち、第二子に係る加算額を月額五千元から月額最大一万円に、第三子以降の児童に係る加算額を月額三千元から月額最大六千元に増額するとともに、これらの加算額について、全国消費者物価指数の変動に応じて改定する物価スライド制を設けるものであります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。初鹿明博君。

〔初鹿明博君登壇〕

○初鹿明博君 維新の党の初鹿明博です。

民主・維新・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました児童扶養手当法の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

子供の貧困が深刻な課題となっていることは御承知のとおりです。子供の相対的貧困率は約一六%にも上り、六人に一人の子供が貧困状態にあります。

海外との比較では、我が国の子供の相対的貧困率はOECD加盟諸国三十四カ国中十番目に高くなっています。とりわけ一人親の窮状は深刻で、何とOECD諸国で最悪の五〇・八%となっています。

我が国は、米国、中国に続いて世界三番目のGDPを誇る経済大国であるのに、相対的貧困率が

先進国の中で最低水準にあることを考えると、格差の是正、特に一人親世帯の格差を是正し、格差の世代間連鎖を断ち切ることが急務であることは、議場の皆さん、共有していただけることと思ひます。

議場にいる皆さんの三分の一は世襲議員であり、その他の議員の多くも、過去の華々しい経歴を拝見すると、貧困家庭とは縁遠い裕福な家庭に育った方が多いことと思ひます。貧困家庭で育つということがどういうことなのか、なかなか理解できないかもしれせん。

みんなが持っているゲームを一人持つていない。遠足のとき、お弁当がなくて、木の下でぼつんと一人、友達を楽しくお弁当を食べているのを眺めなくてはならない。友達がサッカーや野球のチームで生き生きと活動していることを横目に、弟や妹の世話に追われる。そして、行きたい高校や大学への進学を家庭の経済的な理由で諦めなければならない。このような経験を積み重ね、悔しく、せつなく、つらい思いを続けてきた子供たちが日本には数多くいることを想像しながら質問を聞いていただきたいと思ひます。

塩崎大臣、月末近くに預金通帳を開いたため息をついた経験はございますか。家賃が今月引き落とせるかな、その前に引き落とされるものはなかっただろうか、子供たちは給食があるから自分のお金は抜くようにしよう、夕食のおかず一品減らさなきゃ。貧困家庭では、毎月の支払いに追われて日々の暮らしを送っています。公共料金も家賃も子供の塾や習い事の月謝もサラ金の返済も、みんな月払いです。大臣は当然御存じですよ。

ところが、児童扶養手当は、四月、八月、十二月の年三回の四カ月分まとめて払い。一方、一人親に限らず十五歳まで支給される児童手当も、二

月、六月、十月の、同じく年三回。つまり、偶数月には手当がまとまって入ってくるけれども、奇数月は手当なし。一旦、奇数月に支払いが滞つて、手当の入った偶数月に滞納している公共料金や家賃をまとめて払うサイクルに陥つてしまつと、そこから抜け出すことはできず、奇数月ごとに苦しい生活を強いられてしまひます。毎月決まつた支払いがあるのに、収入が毎月なければ、家計管理が難しいことは容易に想像できるのではないのでしょうか。

この質問をするに当たつて、しんぐるまざあず・ふぉーらむの赤石千衣子代表初め、当事者や貧困問題などに取り組んできた方々に御意見を伺つたところ、真つ先に上がったのは、手当の支給を月払いにしてほしいというものでした。

これが一人親世帯の実感なのですが、安倍総理は、予算委員会での西村智奈美議員の質問に対して、市町村、自治体の事務負担から考えて厳しい、当時の山井政務官も全く同じ答弁をしていると答えています。ほかの問題では民主党政権の行つてきたことを全否定するような発言を繰り返しているのに、なぜこの件については民主党の答弁を引き継ぐんですか。ほかのことと同じように、民主党政権ではできなかったことをやるんだと意気込んだらどうですか。

そもそも、できないと言つた山井議員も、野党五党で提出した改正案の提出者になつています。自治体の都合を優先するのではなく、貧困状態に苦しんでいる一人親世帯の生活実態に寄り添おうと、山井議員も心を入れていられるんですよ。

また、公明党は、民主党政権当時、毎月とまではいきませんでした。二カ月ごとに支給する改正案を提出しましたが、二カ月ごとに支給する改正案という思いは一緒なんじゃないですか。塩崎大臣に伺ひます。

児童扶養手当の支給を年三回から毎月支給にするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、支給額について質問します。

今回の改正案では、第二子を五千元から一万円に、第三子以降を三千元から六千元に引き上げることとなっています。第二子については三十六年ぶり、第三子以上でも二十二年ぶりですから、引き上げ自体は是としますが、格差を是正するにはほど遠く、不十分であると言わざるを得ません。

第一子支給分の四万二千元には子供がいることでのかかる共通経費が含まれていることは理解しますが、第二子と第三子以降で金額が変わる理由は不明です。第二子と第三子で、同じ年齢のときにかかる費用が変わるのでしょうか。例えば、小学校入学時に、第二子よりも第三子はお金がかからないのでしょうか。もしかし、第三子以降は洋服もランドセルもお下がりを前提としているんですか。そうだとしたら、随分とせつない話ですね。

我々野党五党は、第二子と第三子以降で差をつけず、第二子以降一万円に引き上げる改正案を提出していますが、御賛同いただけませんか。

次に、支給年齢について伺います。

現在、児童扶養手当は、十八歳になった年の年度末まで支給されることになっています。我々の改正案では、二十まで延長することとしています。

公的な支援は乳幼児期に手厚くなっています。子が育つて本にお金がかかるのは、高校を卒業した後、進学するときの教育費です。現在、高校卒業後、専修学校を含めて大学等への進学率は約七〇%ですが、一人親世帯では四一%と、三〇%もの開きがあります。この原因は、経済的な事情以外に何があるのでしょうか。

将来に夢を抱いて、貧困から抜け出そうと一生懸命勉強し、成績も上位だったのに、経済的な理由で大学進学を諦めるなんてせつないじゃないですか。また、諦めさせなくてはならない親も苦しいし、子供もやりきれない思いになって、将来への希望を失ってしまうことになりませんか。せめて二十まで支給を延長しませんか。

当然、児童扶養手当を延長しただけで経済的な問題が解決するとは思っておりません。学費の負担の重さを考えると、奨学金、それも給付型の奨学金を創設することが必要だと思います。現在の貸与型の奨学金では、多額の借金を抱えて社会に出ることになってしまい、卒業後、正規の仕事につくことができれば返済もできるでしょうが、非正規の仕事にしかつかなかった場合、格差の連鎖が続くことになりかねません。

給付型の奨学金を創設する考えがないか、馳文部科学大臣に見解を伺います。

第二子以降一万円にすること、二十までの支給延長、そして毎月支給、この三点が野党案の柱で、所要額は二百二十億円です。オスプレイ一機購入するのに百億円以上使うのなら、子供の貧困や一人親世帯のために予算をふやそうじゃないですか。

さて、今回の改正にあわせて検討されている中で私が最も危惧していることは、児童扶養手当の申請書に、養育費の取り決めをしているかどうかのチェック欄を設けるという点です。

DVで逃げたきた方など、別れた夫の顔を二度と見たくないという方にとって、養育費をもらえようように交渉しろと促されるのではないかと申請をためらうケースが出てしまうのではないのでしょうか。場合によっては、自治体が支給抑制をするために、申請の際に、養育費の相談をしてから来いとい追い返すことに使われるかもしれません。

養育費の取り決めのチェック欄を申請書の記載事項に加えることをやるべきだと思いますが、いかがですか。

次に、一人親家庭の母もしくは父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため学校等に行く場合に、その間の生活費として支給される高等職業訓練促進給付金について質問します。

今回、対象となる資格を拡大することとしており、一定の前進だと考えておりますが、本当に必要な人に届いていくのかはいささか疑問です。

まず、支給要件として、現に児童を扶養している者となっており、乳児院や児童養護施設等に子供が入所中の親は受け取ることができません。例えば、十代で出産し、養育力がないということで子供が乳児院に入っているような場合、この給付金を利用して資格を取得し安定した職につくことで家族が再統合できる可能性があります。それが許されていないのです。

子供との生活を取り戻そうと考えて資格取得を目指すなら、子供が施設に入所中でもこの給付金を支給すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、この給付金は生活保護世帯も対象外となっています。例えば、離婚の際に得た慰謝料を学費に充てて資格取得を目指し、この給付金を受けたとしても、月に十万円、それに児童扶養手当と合わせても、家賃のからない持ち家や実家住まいならともかく、賃貸に住んでいて家賃を支払わなくてはならない場合は、この金額ではとても生活はできません。ところが、生活保護受給ができれば不足分を賄うことができ、自立に向けて安心して資格取得に励むことができます。

しかし、現状では、生活保護を受けるには、まずは貯金を使い果たしてからでないと受け取ることができない上に、このような安定した職を得ることにつながるような資格を取得するために学校に通うことは許されておりません。これでは、自立を阻害し、生活保護の脱却を阻んでいると思えません。いつときお金がかかっても、資格取得により自立できれば納税者になるのですから、けちけちすることは無いと思います。

高等職業訓練促進給付金を生活保護世帯でも受給できるようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、生活保護制度が子供たちに冷たい制度であることを指摘してまいります。

高校生等の生活保護世帯の子供がアルバイトなどで収入を得ると保護費が減額されますが、自立更生計画を福祉事務所が事前に承認していれば、大学等へ就学するために必要な入学金等の経費については収入認定から除外して、保護費を減額しない取り扱いにはなっています。

しかしながら、現状では、制度に対する無知からでも、子供のアルバイト収入があることが発覚すると、不正受給だとして返還を求めている自治体が多くあります。

子供の収入は、できる限り子供自身のために使えるようにすることを地方自治体に徹底すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

生活保護世帯の子供が、高校卒業後もしくは中学卒業後に就職し、そのまま親と一緒に暮らし続けると保護費が減額される、もしくは生活保護を打ち切られることとなります。十代の若者が、就職した途端に、自分の親や弟、妹などの家族の支え手になってしまうのです。

貧しい暮らしから脱却したい、少しでも親に苦労をかけたくない、そんな思いで高校を卒業してすぐに就職したら、途端に一家の大黒柱になってしまう。こんな状態でこの先の将来に希望が持てるでしょうか。

だからといって、ひとり暮らしができるかとい

えば、高卒の初任給は平均十六万円程度ですから、手取りでは十三万円台、これで家賃を払って暮らすのはかなり厳しく、貧困の連鎖を招くだけではないでしょうか。

そこで、提案します。

子供が就職した後、そのまま同居していても、世帯分離をし、親の世帯はそのまま生活保護を受給できるようにし、子供は子供の人生を歩めるようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、安倍総理の肝いりで始まった子供の未来応援基金について質問します。

参院の予算委員会では民主党の蓮舫議員から、二億円の経費をかけて、集まった寄附は二千万円と批判されました。経団連の役員も呼びかけ人に名前を連ねていますが、経団連の寄附はその後芳しくないようです。

この基金への寄附は集まらなくても、経団連から自民党への政治献金は二十億円を超えています。私が自民党総裁なら、自民党への献金を一部辞退して、子供の未来応援基金へ寄附していただくよう各企業にお願いしますが、安倍総理にはそんな考えはないですね。

そして、この基金の事務局を担うのは、安倍総理がしばしば食事やゴルフをともにするお友達の笹川陽平氏が会長を務める日本財団です。日本財団は、高齢者施設、障害者施設等への福祉車両の補助などの実績があることは認めますが、また安倍総理お得意のお友達人事かという印象は否めません。

まさか、集まった寄附の分配先もお友達優先などということはないですね。国民の善意で集まった寄附を恣意的に分配することがないよう、公平公正に分配先を決めるべきだと思いますが、加藤大臣の見解を伺います。

アメリカでは、大統領選挙に向けて予備選挙が

行われています。この中で、格差是正を訴える民主党サンダース候補が善戦していることに注目が集まっています。サンダース候補は、オハイオ州での演説で、選挙資金ばかり心配するな、自分たちの子や孫に残していくこの星のことを心配しろと言いました。

議場の皆さん、我々日本の国会議員も、選挙資金の心配をして、献金してくれる企業や団体の方ばかりを向いた政治をするのではなく、子供たちや孫たちに残すこの国を心配し、一人親世帯など政治の助けを必要としている人々への政治を行うおうじゃないですか。

人は誰しも、親を選んで生まれてくることはできません。国籍も地域も家庭環境も選ぶことはできないのです。しかし、全ての子供たちはひとしく幸せになる権利を持って生まれてきています。どこの地域に生まれても、どんな環境に生まれても、どんな親であるとしても、全ての子供たちが自分の人生を自分の望むように切り開いていくことができる日本にしようではありませんか。

議長(大島理森君) 初鹿君、時間が来ております。

○初鹿明博君(続) そして、格差の是正と格差の世代間連鎖をとめるために誰も置き去りにしない、誰一人見捨てない政治を実現していくようではありませんか。

政治の助けを必要とする全ての人に寄り添い、一人一人を大切に政治を実現するため、国民とともに進んでいく決意を表明して、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 初鹿明博議員にお答えを申し上げます。

児童扶養手当の支給回数についてのお尋ねがご

ざいました。

児童扶養手当は年三回支給していますが、これは、自治体の事務の実態を踏まえ、年三回の児童手当の支給と合わせて二月月に一回の支給となるようにしているものでございます。

児童扶養手当の支給回数の増加については、年三回の支給に当たって、受給資格の確認が毎回必要であること等も踏まえると、自治体における円滑な支給事務の実施体制の確保との関係で難しいと考えているところでございます。

一人親家庭の自立を図る観点からは、一人親がみずから計画的に家計管理をできるように支援していくことが必要と考えており、そのための自治体の取り組みを支援してまいります。

児童扶養手当の多子加算額についてのお尋ねがございました。

一人親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担い、さまざまな困難を抱えている方が多く、また、子供が二人以上の場合には生活に必要な経費も増加をするため、特にきめ細かな支援が必要でございます。

このため、特に経済的に厳しい一人親家庭を支援するため、児童扶養手当の多子加算額について、最大で倍増することとしました。

今回の改正は、限られた財源の中で最大限の拡充を図ったものであり、多子加算額を一律に一人一万円に引き上げることが困難でございます。

児童扶養手当の支給対象年齢についてのお尋ねがございました。

児童扶養手当の支給対象年齢については、高校進学率が九割を超え、高校卒業の年齢までの間、働いてみずから生計を立てるケースがほとんどないことを考慮して、十八歳の年度末までとしております。

大学等への進学機会の確保のため、支給対象年

齢を引き上げ、二十歳未満の学生も支給対象とすべきという御意見については、大学に行かず、高校を卒業して就職する方とのバランス等を踏まえると、困難であると考えます。

養育費の取り決めについてのお尋ねがございました。

養育費の確保は、一人親家庭の自立の促進の観点から重要な課題でございます。

現在、児童扶養手当の申請書類に養育費の取り決めの有無について記載してもらうようにすることを検討していますが、これは、自治体の窓口において、手当の申請者の状況に応じて、養育費確保のためのさまざまな支援策につなげていくことができるようにするためのものでございます。

養育費の取り決めをしていることは手当の支給要件ではなく、取り決めをしないと手当を受給できないということではありません。自治体にはこの趣旨を周知徹底してまいります。

高等職業訓練促進給付金についてのお尋ねがございました。

一人親は、子育てと生計の維持を一人で担い、さまざまな困難を抱えている方が多いことから、就職に有利な資格を取得する場合に、生活の負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給しております。

子供が乳児院に入所している場合は、子供を扶養している一人親とは事情が異なることから、現行制度においては給付金の対象とはしていません。

このような場合であっても、自治体窓口での母子・父子自立支援員等による相談支援や求職者支援制度による支援等により、安定した就労につながるよう支援してまいります。

生活保護世帯に対する高等職業訓練促進給付金の支給についてのお尋ねがございました。

生活保護制度では、高等職業訓練促進給付金の対象となるような、高等学校卒業程度を超える専門的な技術を得るために就学することは原則として認めておらず、高等学校等卒業後は、就学によって得られた技能や知識の活用を図り、就労していただくこととしております。

一方で、生活保護を受給している一人親の自立に向けた支援は重要であり、生活保護の技能修得費と一人親に対する自立支援教育訓練給付金の活用を図ることにより、資格の取得を支援してまいります。

今後とも、生活保護制度の原則との関係を踏まえた上で、生活保護世帯の一人親家庭の自立支援の充実に取り組んでまいります。

生活保護世帯の子供のアルバイト収入についてのお尋ねがございました。

生活保護制度は、利用できる資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件としていることから、収入がある場合の届け出義務は未成年者に対しても同様に適用されます。

一方で、貧困が世代を超えて連鎖しない環境を整備していくことは極めて重要でございます。

このため、子供のアルバイト収入の一部を収入として認定せずに、一定額が手元に残る仕組みを設けております。生活保護世帯にこの仕組みについて説明することを地方公共団体に求めており、今後とも徹底をしてまいります。

生活保護世帯の世帯分離についてお尋ねがございました。

生活保護制度においては、利用できる資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件とするともに、世帯を単位として保護することが原則であり、子供に収入があつた場合には世帯の収入として取り扱うこととしております。

一方、勤労控除制度を通じて収入の一定額が手

元に残る仕組みとしており、未成年者が就労する場合や、新たに継続的な職につく場合には、手元に残る金額を増額し、就労意欲が高まるよう配慮しております。

生活保護制度において、その原則との関係を踏まえた上で、生活保護世帯の自立支援の充実に取り組んでまいります。

（拍手）

（国務大臣馳浩君登壇）

○国務大臣（馳浩君） 初鹿議員から、給付型奨学金についてお尋ねがありました。

意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要であると認識しております。

このため、日本学生支援機構が実施する奨学金貸与事業においては、有利子から無利子への流れを加速するため、無利子奨学金の貸与人員を増員することとしております。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に運動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の制度設計を進めております。

基本的には、こうした制度を着実に運用していくことで、学生等の経済的負担の軽減を図つてまいります。

その上で、給付型奨学金については、財源の確保や対象者の選定など、導入するにはさらに検討が必要と考えています。

（拍手）

（国務大臣加藤勝信君登壇）

○国務大臣（加藤勝信君） 初鹿議員より、子供の未来応援基金についてお尋ねがございました。

国民の皆さんからいただいた寄附金は、子供の未来応援基金として、公益財団法人であり、また、これまでも社会的弱者等への支援を行つてきた実績のある日本財団に置くこととし、同財団に

おいては、他の財産と明確に分別して管理を行つております。

基金については、今後、草の根で子供の貧困対策を行うNPO等の支援に活用することを考えておりますが、寄附金の交付先や交付額に関しては、国民運動事務局に、国民運動の発起人、有識者などから構成される基金事業審査委員会を置き、同委員会による審査を踏まえて決定することとし、公平性、透明性を確保することとしております。

（拍手）

○議長（大島理森君） 伊佐進一君。

（伊佐進一君登壇）

○伊佐進一君 公明党の伊佐進一です。

ただいま議題となりました児童扶養手当改正法案につきまして、公明党を代表して質問をいたします。

（拍手）

一人親家庭の子供の相対的貧困率は五四・六％、二人に一人が貧困という状況に対して、我々は、党派を超えて、政策を総動員させていく必要があります。一人親家庭の皆様のお声に、真摯に、責任を持って向き合っていくべきであり、財源の確保も含め、地に足のついた質疑を行つてまいります。

一人親家庭への支援については、さまざまな角度からの多面的な取り組みが必要です。

政府は、昨年十二月、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトを取りまとめました。

今回の法改正は、こうした多面的な取り組みのうちの一つであり、長らく据え置かれてきた多子加算額について、その増額を求める全国の声を実現するものです。第二子については実に三十六年ぶり、第三子以降については二十二年ぶりの加算となり、一人親家庭の経済的負担を減らすことを目的としております。

まず冒頭、今回の法改正の趣旨と狙いについて伺います。

二〇一〇年、民主党政権下においても同法の改正がなされ、児童扶養手当は、母子家庭だけでなく、父子家庭もその給付対象に加えられました。その法案審議の際、公明党より対案を提示しました。DVや児童虐待によって子供を連れて離婚係争中の家庭、あるいは、一人親も不在となり、公的年金を受給する祖父母のもとで育てられる家庭、こうした家庭へも児童扶養手当の給付を拡大すべきとの対案を提出いたしました。

ところが、民主党政権下での当時の法改正では、どれも採用されることはありませんでした。公明党のこうした提案の多くは附帯決議に盛り込まれ、引き続きの検討事項とされました。厚生労働大臣に伺います。

受給対象の拡大に関するこれら公明党の提言は、その後、同法制度に反映されることとなったのかどうか、答弁を願います。

児童扶養手当の支給対象については、現在、十八歳に達する日以降の年度末までとなつております。大学に進学される子供たちへの支援として、一律に対象年齢を引き上げて対応することは、進学せずに就職する子供たちとの公平性の観点についても十分に考慮する必要があります。

一人親家庭の皆さんへの支援は、あらゆる政策を総動員していかなければなりません。大学進学への支援として、奨学金の充実は重要な取り組みの一つです。

あるお母さんからは、やっと我が子が就職したが、最初から奨学金という何百万円もの借金を背負わせるのは余りにかわいそう。だとの声をいただきました。

厳しい経済状況にあつても若者が希望を持つて未来に踏み出せるため、返済の必要のない給付型

の奨学金制度の創設も含めて、奨学金のさらなる充実を図るべきだと思いますが、文科大臣の答弁を求めます。

あるお母さんからは、こうした声も伺いました。子供が就職し、無事ひとり立ちしました。今までがむしろに頑張ってきた分、どっと疲れが出た。そのときには自分を支える預金もないし、年金も掛けていない。頑張ってきたのに、結局は生活保護になる場合が多いんです。

母子世帯の四七・四％はパート、アルバイトであり、平均年間収入は百二十五万円。一人親家庭の皆様に對する就労支援や教育訓練を通じて、正規の正規化などに取り組んでいくことは非常に重要です。

政府はこれまでも、キャリアアップのための訓練期間中、生活費を支援する給付や、あるいは訓練費用への補助等を行ってきました。しかし、こうした就労支援の制度は、必ずしも広く活用されてきませんでした。

いま一度、制度の周知を図るとともに、使い勝手の改善を行うべきだと考えますが、厚生労働大臣の答弁を求めます。

一人親の皆さんは、子育てだけでなく、仕事も、また生活も、一人で担わねばならない場合が多く、さまざまな困難を抱えておられます。

例えば、仕事上の理由で帰宅時間が遅くなる際、保育所に子供を迎えに行つてほしい、あるいは短時間だけ見てほしいという声があります。あるいは、病気や冠婚葬祭などにより、少しだけ誰かに家事を手伝ってほしいという声もあります。

こうした状況に対応するため、政府は、一人親家庭の日常生活をサポートする取り組みをより充実させていく必要があると思います。見解を伺います。

一人親家庭の皆さんにとつて、子供を預ける保育所が確保されるかどうかは、何よりも深刻な死活問題です。保育の受け皿の整備は、自公政権においても最優先課題であり、また党派を超えて取り組むべき課題の一つです。公明党においては、待機児童対策推進PTを立ち上げて、現在、精力的に検討を進めております。

しかし、我々が看過できないのは、軽減税率実施のために子育て支援が充実されないという野党の筋違いの議論です。そもそも、軽減税率は、消費税導入に伴う負担軽減のため、その選択肢の一つとして三党で合意したものです。批判があれば、なぜ民主党政権であつたときにそれを言わなかったのでしょうか。

一人親家庭の皆さんの多くは、限られた収入の中で精いっぱい頑張つておられます。その多くの家庭は、家計の中で食費の占める割合が多いでしょう。だからこそ、一人親家庭の皆さんにとつても、軽減税率は重要な施策の一つだとはつきりと申し上げたいと思います。

負担軽減に取り組んだからといって、子育て支援軽視だとの批判は、私は理解できません。政治は結果責任であるとするれば、他の施策の充実を批判するのは筋違いであり、子育て支援がどれほど進んでいくかという結果を、我々は責任を持つて示してまいりたいと思つております。

最後に、改めて伺います。政府は、財源の確保をしっかりと図りながら、五十万人分の保育の受け皿を必ず確保する、その結果を出すという決意は揺るぎないものであることを御答弁願います。

公明党は、これからも、一人親家庭の皆様初め、現場で困難に直面し、悩み、苦しんでいる方々に寄り添い、声をいたしながら、政権与党として、地に足のついた責任ある政治を行つてま

いる決意を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 伊佐進一議員にお答えを申し上げます。

まず、今回の児童扶養手当法改正の趣旨と狙いについてのお尋ねがございました。

一人親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担い、さまざまな困難を抱えている方が多く、また、子供が二人以上の場合には生活に必要な経費も増加をするため、特にきめ細かな支援が必要でございます。

このため、特に経済的に厳しい一人親家庭を支援するため、児童扶養手当の多子加算額について、限られた財源の中で最大限の拡充を図り、最大で倍増することといたしました。

平成二十二年の児童扶養手当法改正の際に引き続き検討することとされました事項についてのお尋ねがございました。

配偶者からの暴力により離婚係争中の御家庭については、裁判所の保護命令が発令された場合には、直ちに児童扶養手当の支給対象とするよう平成二十四年に政令改正をいたしました。

また、公的年金を受給する祖父母のもとで児童が育てられる御家庭については、公的年金の額が児童扶養手当の額を下回る場合には、その差額分に児童扶養手当を支給できるよう、平成二十六年に法改正を行いました。

このように、支給対象の拡大に関する公明党の御提案については、現在の児童扶養手当制度に既に反映をされております。

一人親家庭への就労支援についてのお尋ねがございました。

一人親家庭の自立の促進を図るため、支援を必要とする一人親に行政の支援が確実につながるよ

う、就労支援策を含めた支援策について、わかりやすいパンフレットを作成して周知するとともに、自治体の相談窓口のワンストップ化を推進することとしております。また、就職に有利な資格の取得を促進するための給付金の充実や貸付事業の創設、教育訓練を受けた場合に支給される給付金の額の引き上げなどの制度の改善も行うこととしております。

このような取り組みを通じて、一人親家庭の自立を全力で支援してまいります。

一人親家庭に對する日常生活の支援についてのお尋ねがございました。

一人親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担うことから、安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備することが必要でございます。

このため、一人親家庭にヘルパーを派遣して行う家事援助などの現行の支援策について、病気や冠婚葬祭等の一時的な利用の場合だけでなく、未就学児のいる家庭が、就業上の理由で帰宅時間が遅くなるような場合などに定期的に利用することができるよう、利用の機会を拡大し、支援の充実を図ることとしております。

保育の受け皿確保についてのお尋ねがございました。

安倍政権は、発足以来、女性の活躍を政権を挙げて推進し、平成二十五年四月に待機児童解消加速化プランを打ち出し、保育の受け皿拡大のベースは、同プランのもとで、それ以前の約二倍になつております。

今後さらに女性の就業が進んでいくことを念頭に、昨年末の緊急対策においては、保育サービスの整備量を四十万人から五十万人分へと上積みすることといたしました。

小規模保育、多様な働き方に対応した約五万人

分の企業主導型保育の整備など、保育の受け皿の確保を必ず実現するよう全力で取り組んでまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣馳浩君登壇)

○国務大臣(馳浩君) 伊佐議員から、給付型奨学金についてお尋ねがありました。

意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することは大変重要であると認識しております。

このため、日本学生支援機構が実施する奨学金貸与事業においては、有利子から無利子への流れを加速するため、無利子奨学金の貸与人員を増員することとしております。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の制度設計を進めております。

基本的には、こうした制度を着実に運用していくことで、学生等の経済的負担の軽減を図ってまいります。

その上で、給付型奨学金については、財源の確保や対象者の選定、給付のあり方など、導入に向けてはさらに検討が重要と考えております。

(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十三分散会

出席国務大臣

総務大臣	高市	早苗君
法務大臣	岩城	光英君
外務大臣	岸田	文雄君
文部科学大臣	馳	浩君
厚生労働大臣	塩崎	恭久君
経済産業大臣	林	幹雄君
環境大臣	丸川	珠代君
国務大臣	麻生	太郎君
国務大臣	加藤	勝信君
国務大臣	河野	太郎君
国務大臣	菅	義偉君

出席副大臣

厚生労働副大臣 とかしきなおみ君

○議長(大島理森君)の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

(報告書受領)

一、去る十八日、内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

(要求書受領)

一、去る十八日、内閣から、人事官に吉田耕三君を任命したので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に吉田広司君、石津寿恵君及び中西敬子君を任命したので、会計検査院法第十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に岡田雄一君、白井玲子君、岡島敦子君、池田綾子君、池田陽子君、秋定裕子君、下井康史君、渡井理佳子君及び中川丈久君を任命したので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、公益認定等委員会委員に山下徹君、小森幹夫君、小林敬子君、双木小百合君、西村万里子君、北地達明君及び堀裕君を任命したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、公認会計士・監査審査会会長に廣本敏郎君を、同委員に松井隆幸君、吉田慶太君、木村明子君、山田辰己君、徳賀芳弘君、佐藤淑子君、淵田康之君、水口啓子君及び八木和則君を任命したので、公認会計士法第三十七条の二第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、行政不服審査会委員に市村陽典君、戸塚誠君、戸谷博子君、伊藤浩君、大橋洋一君、小早川光郎君、中山ひとみ君、成瀬純子君及び山田博君を任命したので、行政不服審査法第六十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、中央更生保護審査会委員に松浪克文君を任命したので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に櫻井眞君を任命したので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

金子めぐみ君	青山	周平君
中山 泰秀君	岡下	昌平君
長坂 康正君	大串	正樹君
大串 正樹君	瀬戸	隆一君
青山 周平君	金子めぐみ君	
岡下 昌平君	中山 泰秀君	
瀬戸 隆一君	長坂 康正君	

議院運営委員

辞任

補欠

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

笹川 博義君	勝沼 栄明君	笹川 博義君
勝沼 栄明君	笹川 博義君	

辞任

補欠

武部 新君	福田 達夫君	
牧島かれん君	白須賀貴樹君	
阿部 知子君	篠原 孝君	
白須賀貴樹君	牧島かれん君	
福田 達夫君	武部 新君	
篠原 孝君	阿部 知子君	

法務委員

辞任

あかま二郎君
上川 陽子君
今野 智博君
辻 清人君
宮川 典子君
赤枝 恒雄君
岩田 和親君
菅家 一郎君
白須賀貴樹君
中川 俊直君

補欠

菅家 一郎君
中川 俊直君
白須賀貴樹君
岩田 和親君
赤枝 恒雄君
宮川 典子君
辻 清人君
あかま二郎君
今野 智博君
上川 陽子君

外務委員

辞任

黄川田仁志君
松島みどり君
秋本 真利君
田畑 裕明君

補欠

秋本 真利君
田畑 裕明君
黄川田仁志君
松島みどり君

厚生労働委員

辞任

田畑 裕明君
高橋ひなこ君
牧原 秀樹君
村井 英樹君
郡 和子君
中島 克仁君
西村智奈美君
柚木 道義君
井野 俊郎君
鈴木 馨祐君
阿部 知子君
青山 周平君
石川 昭政君
緒方林太郎君
神山 洋介君
山井 和則君

補欠

石川 昭政君
青山 周平君
鈴木 馨祐君
井野 俊郎君
阿部 知子君
神山 洋介君
山井 和則君
緒方林太郎君
村井 英樹君
牧原 秀樹君
郡 和子君
高橋ひなこ君
田畑 裕明君
柚木 道義君
中島 克仁君
西村智奈美君

経済産業委員

辞任

尾身 朝子君
勝俣 孝明君
田嶋 要君
本村賢太郎君
秋本 真利君
佐々木隆博君
大西 宏幸君
青山 周平君
逢坂 誠二君
神山 洋介君

補欠

大西 宏幸君
秋本 真利君
佐々木隆博君
神山 洋介君
青山 周平君
逢坂 誠二君
尾身 朝子君
勝俣 孝明君
田嶋 要君
本村賢太郎君

環境委員

辞任

牧原 秀樹君
真山 祐一君
吉田 宣弘君
中山 展宏君

補欠

中山 展宏君
吉田 宣弘君
真山 祐一君
牧原 秀樹君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員
辞任
浦野 靖人君
木下 智彦君
地方創生に関する特別委員
辞任
菅家 一郎君
小泉進次郎君
中谷 真一君
青山 周平君
田畑 裕明君
古田 圭一君

補欠

木下 智彦君

浦野 靖人君
木下 智彦君
菅家 一郎君
小泉進次郎君
中谷 真一君
青山 周平君
田畑 裕明君
古田 圭一君

補欠

古田 圭一君

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

金子万寿夫君
神山 佐市君
今野 智博君
泉 健太君
尾身 朝子君
田畑 裕明君
宮路 拓馬君
黒岩 宇洋君
泉 健太君

補欠

宮路 拓馬君
尾身 朝子君
田畑 裕明君
黒岩 宇洋君
神山 佐市君
今野 智博君
金子万寿夫君
泉 健太君

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

うへの賢一郎君
小田原 潔君
大串 正樹君
助田 重義君
古川 康君
若狭 勝君
武村 展英君
大野敬太郎君
神山 佐市君
中谷 真一君
古田 圭一君
前川 恵君
前田 一男君
東日本大震災復興特別委員
辞任
伊藤信太郎君
小野寺五典君
小林 鷹之君
鈴木 俊一君

補欠

武村 展英君
前川 恵君
前田 一男君
中谷 真一君
古田 圭一君
若狭 勝君
大野敬太郎君
うへの賢一郎君
神山 佐市君
助田 重義君
古川 康君
小田原 潔君
大串 正樹君

(議案提出)

一、去る十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。
児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案(初鹿明博君外七名提出)

一、去る十八日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(谷川弥一君外十五名提出)

一、去る十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

(議案受領)
一、去る十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
法人税法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

(議案付託)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

厚生労働委員会 付託

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案
関税法等の一部を改正する法律案
雇用保険法等の一部を改正する法律案

一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案(初鹿明博君外八名提出)

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(谷川弥一君外十五名提出)

(議案通知)

一、去る十七日、参議院送付の次の本院提出案を可決した旨参議院に通知した。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(第百八十九回国会本院提出、参議院継続審査)

一、去る十七日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中島克仁君外八名提出)

(質問書提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

環太平洋パートナーシップ協定に係る米国の承認要件(サーティファイケーション)に関する質問主意書(玉木雄一郎君提出)

航空自衛隊恩納分屯基地に保管されていたPCB汚泥の搬出・運搬と処理に関する再質問主意書(照屋寛徳君提出)

保育士や介護職員を叙職の対象とすることに關する質問主意書(初鹿明博君提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

放送法第一条第二号の放送の不偏不党に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する第三回質問主意書(仲里利信君提出)

(答弁書受領)

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員福田昭夫君提出経常黒字国に財政支出の拡大を求める声が高まっている事に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出辺野古への米軍基地移設工事の法的根拠に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十九条に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田島一成君提出愛媛県が許可を与えた産業廃棄物焼却炉の処理能力に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出公文書管理法の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の世界遺産登録に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出理学療法士・作業療法士の臨床実習に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出使途秘匿金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員階猛君提出東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村智奈美君提出保育料値上がり問題に関する質問に対する答弁書

平成二十八年三月八日提出
質問 第一七四号
経常黒字国に財政支出の拡大を求める声が高まっている事に関する質問主意書

提出者 福田 昭夫

経常黒字国に財政支出の拡大を求める声が高まっている事に関する質問主意書

昨年後半から続く世界的な株安や、新興国からの資本流出など、金融市場の混乱で、世界経済の先行き不安が高まっている。中国・上海で開かれていたG20では二月二十七日に機動的な財政政策を実施するべきだとする共同声明が出された。これに関連して質問する。

一 G20の共同声明では、「金融政策のみでは、均衡ある成長につながらない。機動的に財政政策を実施する。」と明記された。経常黒字国であ

り、しかも巨額の対外純資産を持つ日本は、世界経済発展に貢献する為にも、二〇一六年度補正予算を組んで景気対策をすべきではないか。

二 内閣衆質一九〇第一二三号(以下「答弁書」とよぶ)の「及び二について」で、政府は平成二十六年四月の消費増税により、日本経済は深刻な悪影響を受けたことを認めた。G20の共同声明でもあるように、経済成長率を確実に上げる方法は財政を拡大する事である。例えば平成二十七年年度補正予算(二、三兆円)の経済効果は実質GDPの押し上げ効果が〇、六%であると

内閣府より平成二十七年十二月二十二日に発表された。名目GDPも同様に押し上げられるとして、この押し上げ効果は国の債務のGDP比を約〇、六%押し下げる。これは千兆円の国の借金(〇、六%)、つまり約六兆円に相当する借金を減らしたことに相当する。驚いたことに答弁書内の「一及び二について」では、財政支出が実質GDP成長率やインフレ率に与える影響については、内外経済など様々な要因に左右されるため、一概にお答えする事は困難であるなどと述べている。ということは、平成二十七年十二月二十二日に内閣府が発表した〇、六%の押し上げ効果は信頼できないと主張するののか。

三 日本には千兆円を超える国の借金があるから、これ以上は財政支出は無理と政府は主張するのだろうか。しかし僅か三、三兆円の財政支出でGDPが増加し、実質六兆円もの借金削減効果があることが示されている。計量モデルを使って求めた乗数は平成二十二年八月に内閣府計量分析室で発表されており、財政支出を拡大すれば、GDP成長率が上昇し、国の債務の対GDP比は減少し国の借金は事実上軽くなることと示された。「全国民が一生の間、懸命に働き続けても返済は不可能なほどの巨額の借金が

ある」と誰もが錯覚し、絶望の果て俟約に走るしかない」と国民が思っている限り、消費の拡大がなければ、景気回復もない。しかし、財政を拡大すれば国の借金は実質的に減っていくことを国民が知れば、国民は自信を取り戻し、経済復活のきっかけになると考えるが、同意するか。

四 答弁書「七及び九について」で、「我が国の財政については、極めて厳しい状況にあり」とある。そのような状況なら、日本円が国際的に安定資産とみなされる事はいえなければならず、この矛盾をどのように説明するのか。また、財政が厳しければ金利は高騰しなければならぬのではないのか。財政が厳しければ、政府が国債を売りに出しても誰も買わないはずだが、実際はその逆で、国債が売り出されれば買いが殺到する。これも財政が厳しくない証拠ではないか。

五 G20では、不安定化した世界経済を正常化する為に協力して「機動的に財政政策を実施する」ということで一致している。このような時に、その流れに真つ向から逆らう形で消費税増税を強行して、もしリーマンショック並みの不況を招いてしまったら国の内外から厳しい批判を浴びるのではないか。

六 消費税収は社会保障の財源に充てるとされている。しかし、カネに色はついておらず、消費税増税により経済が停滞し、税収が落ち込んだら社会保障制度を次世代に引き渡していく責任を放棄する事になるのではないか。

七 消費税増税は国際公約なのか。もしそうなら、どのような法的拘束力があると主張するのか。もし、公約違反の際には、どのような制裁を受けるのか。リーマンショック並みの

不況になつて、消費税増税延期、又は中止となつた場合も国際的な制裁を受けるのか。

八 答弁書「八について」では「財政規律が緩み財政運営及び通貨に対する信頼が完全に失われるなど、極めて特殊な状況下において、ハイパーインフレーションが起ころ」とある。一方、内閣衆買一九〇第三九号の「七について」では「戦争等を背景とした極端な物不足」の際にハイパーインフレーションが起きるとある。両答弁書の内容は明らかに異なっている。現在のような物余りの時代にハイパーインフレーションが起きるのかどうか政府の見解を示して頂きたい。

九 答弁書の「十について」で、「万が一、御指摘の『政府財政に対する信頼の喪失が生じた場合には、金利が急激に上昇することなどにより、経済・財政・国民生活に重大な影響が及ぶと考えられる。』とある。政府財政に対する信頼の喪失が生じれば、金利が急激に上昇し、国債価格が下落するのだそうだが、国債価格は需要と供給のバランスにより決まる。日銀がどんなに買つても国債は下落するというのか。それではいったい誰が日銀の買いを大幅に上回るほどの売りを出せるというのか。現実には日銀はマイナス金利を導入した。日銀は国債を大量に購入しており、市場では国債は品薄状態になつており、これ以上国債購入のペースを上げても間もなく限界に達する。つまり国債を買い尽くす勢いなのである。もし日銀が国債を買えなくなつたら、インフレ目標を達成する前に、金融政策が限界に達したと市場が判断し、市場に不安心理が台頭してくる。マイナス金利は、金融緩和には限界はない事を示したかと思われる。国債購入には限界があり、遠くない将来限界に

達する。つまり現状では国債の売り手よりも国債の買い手(日銀)のほうが圧倒しているのであり、近い将来金利が急上昇するなどということはないと考えるが同意するか。

十 政府は金利上昇は、経済・財政・国民生活に重大な影響を与えると考えているのか。例えば、一九六〇年代から一九八〇年代の日本では、金利が高かったが日本は奇跡の経済成長を成し遂げたのであり、「高金利」悪というわけではない。最近の「失われた二十年」では低金利だが経済は停滞した。問題なのは、次のようにして政府が消費や投資を冷え込ませる原因を作り出したことにある。①国の借金が千兆円を超えたという、特別問題にするべきでないことを、あたかも恐ろしいことであるかのごとく宣伝した。②我が国の財政は極めて厳しいという事実に対する主張をした。③二〇一四年の消費税増税。④二〇一七年予定の消費税増税。クルーグマンの言うように、来年の消費税増税を中止し、大胆に財政支出を拡大するのなら、人はインフレを予想するようになり、現金の目減りを恐れ、個人も企業も投資を始める。インフレの際には、タンス預金で目減りさせるより少々高い金利でも借りて投資したほうが利益になるわけで、まさにそのような経済状態になれば日本経済は復活すると考えるが同意するか。右質問する。

内閣衆買一九〇第一七四号
平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員福田昭夫君提出経常黒字国に財政支出の拡大を求める声が高まっている事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員福田昭夫君提出経常黒字国に財政支出の拡大を求める声が高まっている事に関する質問に対する答弁書
一について
平成二十八年二月二十七日の二十か国財務大臣・中央銀行総裁声明では、金融、財政及び構造政策の全ての政策手段を、個別にまた総合的に用いることに合意したところである。
政府としては、経済と財政双方の一体的な再生を目指しており、我が国の極めて厳しい財政状況を放置すれば、財政の持続可能性に対する疑念の高まりが経済成長自体を阻害するおそれがあるという認識の下に、それぞれの国が置かれた状況を踏まえながら、適切な財政運営を行っていくことが重要であると考えており、一般論としては、財政支出の拡大を行うべきか否かについては、御指摘の「経常黒字国であり、しかも巨額の対外純資産を持つ」という理由で判断されるべきではないと考えている。
日本経済のファンダメンタルズは確かなものと認識しており、現時点で補正予算による経済対策を策定することは考えていない。政府としては、平成二十七年補正予算を迅速かつ着実に執行するとともに、現在審議中の平成二十八年年度予算の早期成立に努めてまいりたい。

二について
内閣府においては、平成二十七年補正予算について、一定の前提の下で予算額に基づいて試算した結果、実質GDPをおおむね〇・六パーセント程度押し上げる経済効果があると見込んでいる。ただし、一般論として、財政支出が実質GDP成長率に与える影響については、支出の内容や内外経済状況など様々な要因に左右されることに留意する必要がある。

三について

我が国の財政については、極めて厳しい状況にあり、デフレ脱却・経済再生を図りつつ、その持続可能性を確保することが重要である。政府としては、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」(平成二十七年六月三十日閣議決定)に盛り込まれた「経済・財政再生計画」(以下「経済・財政再生計画」という。)に基づき、平成三十二年度の財政健全化目標の達成に向けて、経済と財政双方の再生を目指す経済・財政一体改革に取り組むこととしている。

四について

為替レート及び国債金利は、様々な要因を背景に市場において決まるものであり、それらの動向について言及することは市場に無用の混乱を生じさせかねないことから、御指摘の為替レート及び金利水準の動向を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

また、我が国の財政状況は、国・地方の債務残高がGDPの二倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれるなど、極めて厳しい状況にあり、政府としては、国債の安定的な消化を図るため、経済・財政再生計画に沿って引き続き財政健全化の取組を着実に進め、国債に対する信認を確保してまいりたい。

五について

平成二十九年四月の消費税率の十パーセントへの引上げは、社会保障制度を次世代に引き渡していく責任を果たすとともに、市場や国際社会における我が国の信認を確保するため、リーマンショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、確実に実施することとしている。その上で、政府としては、経済財政運営に万全を期してまいりたい。

六について

消費税率の五パーセントから十パーセントへ

の引上げによる増収分は全額、社会保障の充実・安定化に充てることとしている。その上で、消費税率の十パーセントへの引上げに当たって、政府としては、経済財政運営に万全を期してまいりたい。

七について

平成二十九年四月一日の消費税率の十パーセントへの引上げは、その実施が国際的に法的拘束を受けるといったものではなく、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)第十八条の規定により改正された社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)に基づくものであり、リーマンショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、確実に実施することとしている。

八について

ハイパーインフレーションは、戦争等を背景とした極端な物不足や、財政運営及び通貨に対する信認が完全に失われるなど、極めて特殊な状況下において発生するものであり、現在の我が国の経済・財政の状況において発生するとは考えていない。

九について

国債金利は、需要と供給のバランスのみによつて決まるものではなく、経済・財政の状況等の様々な要因を背景に市場において決まるものであり、その動向について言及することは市場に無用の混乱を生じさせかねないことから、国債金利の動向に関するお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

十について

政府としては、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生のため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略

の三本の矢からなる経済政策を一体的に推進してきたところであるが、同時に、財政に対する市場の信認が喪失し、金利が急激に上昇するようないことがあれば、経済・財政及び国民生活に大きな影響が及ぶと考えている。

我が国の財政については、極めて厳しい状況にあり、引き続き、財政に対する市場の信認を確保できるよう、経済再生と財政健全化の両立を目指すことが重要である。

このため、平成二十九年四月の消費税率の十パーセントへの引上げは、社会保障制度を次世代に引き渡していく責任を果たすとともに、市場や国際社会における我が国の信認を確保するため、リーマンショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、確実に実施することとしている。

平成二十八年三月八日提出
質問 第一七五号

辺野古への米軍基地移設工事の法的根拠に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

辺野古への米軍基地移設工事の法的根拠に関する質問主意書

沖縄県の米軍普天間飛行場(宜野湾市)の移設計画を巡り、移設先である名護市辺野古沿岸部の埋め立て工事(本工事という。)が進められているが、世論の多数は辺野古移設に反対しており、国民の理解は進んでいない。

そもそもどのような法的根拠に基づいて移設工事が行われているのかも必ずしも明らかではない。

このような観点から、以下質問する。

一 本工事の事業主体は沖縄防衛局であると報じられているが、事業主体は政府ではないのか。すなわち、防衛省設置法第四条では、「防衛省

は、次に掲げる事務をつかさどる」として、同条第十九号で、「条約に基づいて日本国にある外国軍隊(以下「駐留軍」という。)の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること」と規定されており、防衛省、ひいては、政府が主体として行うべきものであると思われる。本工事の事業主体について、具体的に示されたい。

二 米軍が辺野古に基地を設置できる法的根拠について、根拠となる法令等を明示し、具体的に示されたい。

三 日米安全保障条約第六条では、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」と示されている。他方、防衛省設置法第四十九条号では、「条約に基づいて日本国にある外国軍隊(以下「駐留軍」という。)の使用に供する施設及び区域の「提供」が防衛省の事務として規定されている。しかしながら、沖縄防衛局などの日本政府の一機関が事業主体として行った工作物等について米軍に提供するかかる規定は、わが国の国有財産を十分な国民のチェックもないまま、米軍に提供することになりかねないものである。日米地位協定第二条(一)では、「合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない」とされているが、具体的に政府はどのようなルールで本工事の工作物等を米軍に提供するのか。政府の見解を具体的に示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一七五号
平成二十八年三月十八日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出辺野古への米軍基地移設工事の法的根拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出辺野古への米軍基地移設工事の法的根拠に関する質問に対する答弁書

一について

普天間飛行場代替施設建設事業は、防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第四条第十九号及び第三十一条第二項第一号の規定に基づき沖縄防衛局が行っている。

二及び三について

お尋ねの「米軍が辺野古に基地を設置できる法的根拠」及び「ルール」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号 第一条1(a))は、「合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならぬ」と規定しており、かかる規定に基づき我が国はアメリカ合衆国に施設及び区域を提供しているところである。

平成二十八年三月八日提出
質問 第一七六号

新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十九条に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十九条に関する質問主意書

新型インフルエンザ等対策特別措置法(「本法」という。)第一条では、「国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定める」ことを示している。他方、「新型インフルエンザ等の発生時において「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」が明示されている。

また、本法第四十九条第一項では、「特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる」との規定があり、一方、同条第二項では、「前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる」と明示されている。

かかる本法の規定は私権の制限につながるものであり、慎重な運用が欠かせない。

このような観点から、以下質問する。

一 本法第四十九条第二項の規定は、私権の不当な制限につながる懸念がある。かかる規定を設けることのできる根拠は何か、具体的に示されたい。

二 本法第四十九条第二項でいう「土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき」、正当な理由がないと判断するのは誰か、具体的に示されたい。

三 本法第四十九条第二項でいう「土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき」、特定都道府県知事は、「同意を得ないで、当該土地等を使用することができ」と規定されているが、かかる行政の行為は、国民の財産に対する不利益処分であり、予めどのような基準で行われるのか明示されるべきであらう。かかる処分はどのような基準で行われるのか、具体的に示されたい。

四 本法第六十二条第一項では、「国及び都道府県は」、第四十九条の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない」とあり、本法第六十二条第三項で、「前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める」とされているが、このような処分については、国民の私権を制限するものであり、国会で制定される法律に明示すべきではないか。政府の見解を示されたい。

五 本法第六十二条でいう「当該処分」により、私有財産を制限される国民はどのような方法で「国及び都道府県」に行政の行為の取消しなどの

対抗措置を取ることができるのか。具体的に示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一七六号
平成二十八年三月十八日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十九条に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十九条に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。)第四十九条第二項の規定は、法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態において多くの感染者が発生し、病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合においても、新型インフルエンザ等対策を的確に実施できるよう、法第四十八条第一項に規定する臨時の医療施設(以下「臨時の医療施設」という。)を開設するため特に必要がある場合に限り、特定都道府県知事(法第三十八条第一項に規定する特定都道府県知事をいう。以下同じ。)が、土地、家屋又は物資(以下「土地等」という。)の所有者又は占有者の同意を得ないで、当該土地等を使用することができ旨を定めたものである。

二について

お尋ねの正当な理由がないと判断する者は、臨時の医療施設を開設する特定都道府県知事又

は法第四十八條第二項の規定に基づき同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を行うこととされた特定市町村長(法第三十八條第一項に規定する特定市町村長をいう)である。

三について

お尋ねの「基準」は、法第四十九條第二項の正当な理由の有無であるが、正当な理由がある場合は、臨時の医療施設を開設するための土地等の使用に際することが極めて困難な客観的な事情がある場合に限られ、具体的には対象となる家屋が老朽化等により使用に適さない場合や当該家屋を公益上必要と判断される他の用途に使用することが決まっている場合等が該当すると解している。

四について

法第六十二條第三項に規定する政令は、同条第一項の規定による損失の補償等の実施に関し必要な手続を定めるものであり、御指摘のように「国民の私権を制限するもの」ではない。

五について
お尋ねについては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に基づく不服申立て又は行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)に基づく取消訴訟の提起をすることができ。

平成二十八年三月九日提出
質問 第一七七号

愛媛県が許可を与えた産業廃棄物焼却炉の処理能力に関する再質問主意書

提出者 田島 一成

愛媛県が許可を与えた産業廃棄物焼却炉の処理能力に関する再質問主意書
愛媛県が許可した某社の産業廃棄物焼却炉はた

びたび刺激臭を発生し、周辺地域住民の安全、安心を脅かしており、また、同社は、現在操業を休止して事務所を閉鎖しているため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五條の二の四により義務付けられている施設の維持管理の記録の閲覧に応じることがなく、また法第十五條の二の三第二項により義務付けられている施設の維持管理の状況に関する情報の公表を行っていないと仄聞している。

「前回答弁書」(内閣衆質一九〇第八七号)を踏まえ、某社のあり方とは別に、産業廃棄物焼却炉の処理能力等に関して再質問する。

一 「前回答弁書」において、廃棄物を燃焼中に追加投入しない形態の炉について、「比重の小さい廃棄物であれば、同じ体積の廃棄物を燃やしても焼却炉の能力は小さくなる」かどうかについては、燃焼時間その他の諸条件により異なるため、一概にお答えすることは困難であるとしている。しかしながら、前回質問(平成二十八年一月二十六日提出質問第八七号)は、「産業廃棄物焼却施設の能力算定方法について(情報提供)」(平成十四年十一月二十六日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課及び産業廃棄物課事務連絡)において「炉の容積に入る廃棄物の量を燃焼時間で除して算定する」としていることを踏まえ、燃焼時間その他の条件が同じ場合について質問したものである。この場合は、いかがか。

二 比重の異なる廃棄物を燃焼中に追加投入しない形態の炉で混焼する場合の能力算定の正しい方法を、次の場合を例に示されたい。

炉の容積×(必要な空隙率は考慮しないと

燃焼時間×

廃棄物A 混焼率a(%) 比重r
廃棄物B 混焼率(100-a)(%) 比重R
ただし、r+Rである。

なお、その他の条件によって能力算定の方法が異なる場合は、一般的に想定される条件ごとに示されたい。

三 「前回答弁書」において、法第十五條の二の三第二項により義務付けられている施設の維持管理の状況に関する情報の公表を行っていない場合は、当該違反行為に対し都道府県知事等が必要な改善等を命じることができるとされており、当該命令違反に罰則がある旨、回答がされている。しかしながら、改善命令等は法第十五條の二の七で「命ずることができる」と規定されているため、「産業廃棄物処理施設」の設置者が違反行為をしたときであつても、指導監督権限を有する都道府県知事等が改善命令等を行わない場合も想定される。国としては、都道府県知事等が改善命令等で適切に対応すべきと考えていると解してよい。

四 施設の維持管理の状況に関する情報の公表を義務付けている趣旨は、情報の公開を義務付けることで維持管理の徹底を促進する目的であると解してよい。

五 施設の設置者が、維持管理上問題のある情報を隠ぺいする目的で公表を行わないことも考えられる。このような場合には、改善命令の手続きを踏むことなく直ちに罰則が適用される仕組みとすべきではないか。維持管理の状況に関する情報の公表を義務付けているにもかかわらず、罰則規定を設けていないのはなぜか、重ねて質問する。

右質問する。

内閣衆質一九〇第八七号
平成二十八年三月十八日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員田島一成君提出愛媛県が許可を与えた産業廃棄物焼却炉の処理能力に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員田島一成君提出愛媛県が許可を与えた産業廃棄物焼却炉の処理能力に関する再質問に対する答弁書

一について

小型焼却炉であつてガス化燃焼方式等で廃棄物を燃焼中に追加投入しない形態の炉の処理能力は、「産業廃棄物焼却施設の能力算定方法について(情報提供)」(平成十四年十一月二十六日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課及び産業廃棄物課事務連絡)においてお示ししている「炉の容積に入る廃棄物の量を燃焼時間で除して算定する方法」(以下単に「算定方法」という。)を用いて算定する場合には、当該廃棄物の比重以外の諸条件が同一である条件の下では、当該廃棄物の比重が小さくなるほど小さくなると考えている。

二について

お尋ねについては、個別の事例に応じて、都道府県知事及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第二十四條の二第一項の政令で定める市の長(以下「都道府県知事等」という。)において適切に判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

なお、御指摘の場合について、算定方法に当てはめて算定する場合の処理能力は、「混焼率a」及び「混焼率(100-a)」がそれぞれ「廃棄

物A」及び「廃棄物B」の体積の炉の容積に占める割合であるとする。」「炉の容積」に「混焼率」を百で除した値を乗じた値に「比重」を乗じて得た値と、「炉の容積」に「混焼率(100-a)」を百で除した値を乗じた値に「比重」を乗じて得た値との和を、「燃焼時間」で除して算定された値となる。

三について

法第十五条第一項の産業廃棄物処理施設の設置者が法第十五条の二の三第二項の規定に違反した場合に、都道府県知事等が、法第十五条の二の七第三号の規定に基づき、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずるかどうかについては、個々の事案に応じて、当該都道府県知事等において適切に判断すべきものであると考えている。

四及び五について

御指摘の法第十五条の二の三第二項の趣旨は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するに当たり産業廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を簡易かつ迅速に得られるようにするとともに、国民による産業廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の入手を容易にすることにより産業廃棄物処理施設での処理の安全性に関する国民の理解を促進することであり、罰則をもつてその実施を担保すべきものとは考えていない。

平成二十八年三月九日提出
質問 第一七八号

公文書管理法の見直しに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

公文書管理法の見直しに関する質問主意書

公文書等の管理に関する法律(本法)という。では、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」を認め、「行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」を目的として示している。

他方、本法の附則第十三条では「政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と示されているが、具体的な取り組みについて十分明らかにされていない。

このような観点から、以下質問する。

一 本法の附則第十三条の規定に基づく、現時点での検討状況はどのようなものであるのか。政府の取り組みを具体的に示されたい。

二 今後、「必要な措置」の必要性について検討が加えられると考えるが、政府のかかる「必要な措置」を進めるための今後の検討日程について、具体的に示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一七八号
平成二十八年三月十八日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員 逢坂誠二君提出公文書管理法の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出公文書管理法の見直しに関する質問に対する答弁書

一及び二について

公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)附則第十三条第一項の規定を受け、内閣府において、同法の施行の状況を勘案しつつ、公文書等の管理に関して優れた識見を有する公文書管理委員会の委員の意見を踏まえながら、公文書管理の在り方について検討を進めているところであり、その結果を踏まえて、具体的にどのような措置が必要であるかについて速やかに検討を行い、結論が得られたものから必要な措置を講ずることとしているが、その日程については、現時点においては未定である。

平成二十八年三月九日提出
質問 第一七九号

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の世界遺産登録に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の世界遺産登録に関する質問主意書

我が国は、一九九二年、ユネスコの世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)という。を締結し、我が国から初めて、「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」が文化遺産として、「白神山」、「屋久島」が自然遺産として、

世界遺産の一覧表に記載された。これまで世界遺産に登録された事例を見ると、観光地としての価値が高まるなど、地域の活性化につながるものが多く、一定の経済効果が期待できる。このため、世界遺産登録の候補を持つ地

域、自治体では、積極的な取り組みが行われている。

この中で、世界遺産登録の前段階として、暫定一覧表への掲載が重要になってくる。世界遺産登録への候補を持つ地域、自治体では、暫定一覧表に掲載されるために積極的な取り組みが行われることになる。

この暫定一覧表に掲載されているものの一つである、北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群は、「我が国の暫定一覧表記載文化遺産」として文化庁のホームページにも掲載されている。

この遺跡群については、世界遺産登録を目指して、現在、北海道・青森県・岩手県・秋田県等の道県において、文化庁から推薦を受けるべく作業が進められているものと承知している。

このような観点から、以下質問する。

一 北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の世界文化遺産登録のための作業は、平成二十八年三月末に終了し、その後、文化庁において他の案件とともに推薦の可否についての議論が始まるものと承知している。北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の世界遺産登録推薦に向けた、今後の大まかな日程について、お示しいただきたい。

二 暫定一覧表に記載されたもので、実際に世界遺産登録を受けたものの割合はどの程度か、具体的に示されたい。

三 暫定一覧表に記載されたもので、実際に世界遺産登録を受けたものの、平均的な暫定一覧表における記載期間はどの程度か。すなわち、暫定一覧表に記載されたのち、実際に世界遺産登録を受けるまでの平均期間はどの程度か、具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十八年三月二十二日 衆議院會議録第十八号 議長の報告

内閣衆質一九〇第一七九号
平成二十八年三月十八日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の世界遺産登録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の世界遺産登録に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群（以下「本件遺産」という。）について、本件遺産が所在する地方公共団体が、平成二十八年度の世界遺産登録への推薦を希望する場合は、平成二十八年三月三十一日までに、文化庁に対し、推薦書エグゼクティブサマリー、推薦書素案等を提出することとなる。その後、文化審議会における審議等を経て、政府において、世界遺産登録への推薦候補の選定を行い、その上で、本件遺産を推薦候補として選定した場合は、国際連合教育科学文化機関の顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会の事務局に対し、本件遺産について、同年九月三十日までに推薦書暫定版を、平成二十九年二月一日までに推薦書正式版を提出することとなる。

二及び三について

我が国の暫定一覧表に係るお尋ねの割合及び平均期間は、六十パーセント及び約五年である。

平成二十八年三月九日提出
質問 第一八〇号

理学療法士・作業療法士の臨床実習に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

理学療法士・作業療法士の臨床実習に関する質問主意書

医療や福祉職の養成課程において、座学にとどまらない一定の臨床・臨地研修は必要不可欠なものである。病院や診療所等の施設において実際の現場で学ぶことは、知識や手技の向上だけでなく、ヒューマンケアの観点からも非常に意義のあることだと考える。しかし、理学療法士及び作業療法士（以下、理学療法士等という）の実習において、養成校から臨床実習を受託する病院等施設では、学生に実際に患者を受け持たせ、その評価（検査・測定・治療プランの立案、治療・訓練までを行わせている実態があり、「指導者」の指導下にあるとはいえ、無資格者である学生に一連の治療を行わせるのは不適切だという指摘がある。

医学生・看護学生の臨床・臨地実習に関しては国の指針により臨床・臨地実習体制が構築されたが、理学療法士等の臨床実習に関しては何ら整備が行われていない。理学療法医療及び作業療法医療の発展のためにも、理学療法士等の臨床実習体制の抜本的見直しについて、以下質問する。

一 無資格診療の疑いについて

（一）大学、専門学校等の養成校は、臨床実習委託先の病院及び診療所等施設へ学生を派遣し、学生はその施設の理学療法士等を臨床実習指導者として、その指導下にある患者を担当のうえ検査・評価・治療・再評価など一連の理学療法を実施している。しかし、理学療法士等は名称独占であるとともに、実質的

には無資格者が行つてはならない固有の業務分野を占有しており、学生が資格取得前に理学療法行為及び作業療法行為を行うことは「無資格診療」に当たるとはならないか。見解を示されたい。

（二）実習を受託している医療機関等施設は、無資格学生が担当した患者の治療にかかる診療報酬を得ていることになるが、このことについて見解を示されたい。

二 臨床実習の実態について

（一）理学療法士等の臨床実習は十八単位以上が義務付けられており、カリキュラム上非常に大きなウェイト（十九、四％）を占めている。しかし臨床実習の指導内容についてはほとんど整備されておらず、実習内容が標準化されていない。

医学生・看護学生の臨床・臨地実習に関しては千九百九十一年及び二十三年に指針が示され臨床・臨地実習体制が構築されているが、理学療法士等に関して厚生労働省で作成しているものがあれば示されたい。

（二）実習の受託先である医療機関等施設における臨床実習指導者の要件とは何か。また、指導者に対する研修体制はあるのか。

（三）近年の養成校の乱立により、実習生の数に対して実習を受け入れる施設の数が極端に少なく、養成校と実習先の対等な協議が困難になっている。こうした背景から一部の実習施設では、実習と称して見よう見まねの非科学的指導や現代に合わない徒弟制度的指導が横行し、指導者からのパワハラ・セクハラ、いじめ、暴力等による被害事例がかねてより報告され、その問題点が度々指摘される事態となっている。

実際に二千八年と二十十三年には、大阪の

近畿リハビリテーション学院において学生が臨床実習期間中に自殺する痛ましい事件が相次いで起き、いずれも遺族による訴訟が起こされている。

政府はこうした実態を把握しているか。把握していなければ、臨床実習中における学生の傷害及び自殺事例について、件数と内容を調査すべきと考えるが、政府の見解を求めらる。

三 養成施設について

（一）理学療法士等養成校の急増によつて、経営の観点から学生の確保が最重要課題とならざるを得ず、入学時の基礎学力も含め、国際的な理学療法士等の養成の過程と比較して、日本の理学療法士等養成教育の質の低下が指摘されている。

理学療法士等の養成施設の都道府県別施設数について過去二十年間の推移を明らかにしたうえで養成校の数、養成教育の質の関係性について政府の見解を示されたい。

（二）養成校専任教員の要件について「五年以上の理学療法及び作業療法に関する業務経験」のみで十分か、見解を示されたい。

（三）一部の養成校では、専任教員の人数や学生定員等について理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に違反し、なおかつ厚生局からの指導に対しても改善されない実態があるが、そもそも教育機関としてコンプライアンスの軽視は許されない。こうした養成校については、立ち入り検査や罰則規定で臨むべきではないか。

（四）一部の養成校では、修業年限で卒業する学生数が入学時の学生数の半数程度であるにも関わらず、その事実を秘匿し新卒学生に対する国家試験合格者率のみを公表し学生を勧誘

している実態がある。学校教育法の趣旨から見て、学習者の適切な選択に資する観点から、学校評価とそれに関わる情報公開等の仕組みが検討されるべきと考えるがどうか。右質問する。

内閣衆質一九〇第一八〇号
平成二十八年三月十八日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍、晋三

衆議院議員阿部知子君提出理学療法士・作業療法士の臨床実習に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出理学療法士・作業療法士の臨床実習に関する質問に対する答弁書

一(一)について

理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)第十一条第一号及び第二号の学校及び理学療法士養成施設並びに同法第十二条第一号及び第二号の学校及び作業療法士養成施設(以下「理学療法士等学校養成施設」と総称する。)の学生(以下「理学療法士等学生」という。)が臨床実習において行う理学療法又は作業療法(以下「理学療法等」という。)については、医師の指示及び相当の経験を有する理学療法士又は作業療法士による指導並びに患者の同意の下、その目的、手段及び方法が社会通念から見て相当であり、理学療法士及び作業療法士(以下「理学療法士等」という。)が行う理学療法等と同程度の安全性が確保される範囲内であれば、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の医学部(以下単に「医学部」という。)の学生が臨床実習で行う医行為及び保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二十三号)第二

十一条第一号の大学、同条第二号の学校及び同条第三号の看護師養成所の学生又は生徒(以下「看護師学生」という。)が臨床実習で行う診療の補助と同様、違法性はないと解することができると考えている。

一(二)について

御指摘の「実習を受託している医療機関等施設が「無資格学生が担当した患者の施療にかかる診療報酬を得ていること」の是非については、個別具体的なケースごとに判断されるため、一概にはお答えできない。なお、一(一)についてでお答えした範囲内で理学療法士等学生の臨床実習を実施している保険医療機関が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)等に基づく療養の給付に要する費用について、健康保険法第七十六条第四項等の規定に基づく保険者等の審査を経て、保険者等から支払を受けることは、当該理学療法士等学生の指導等を行う保険医及び理学療法士等が適切に指導等を行い、診療を行っている場合には差し支えないものと考えている。

二(一)について

理学療法士等学生の臨床実習については、これが適切に行われるよう、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和四十一年文部省・厚生省令第三号。以下「指定規則」という。)第二条及び第三条において定める理学療法士等学校養成施設の指定基準の中で、教育の内容の要件を定めるとともに、「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」(平成二十七年三月三十一日付け医政発〇三三二第二十八号厚生労働省医政局長通知。以下「ガイドライン」という。)により、その具体的な内容を明確にしているところであるが、医学部の学生が臨床実習を行う場合の指針である「臨床実習検討委員会最

終報告」(平成三年五月十三日厚生省公表)や看護師学生が臨床実習を行う場合の指針である「看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書」(平成十五年三月十七日厚生労働省公表)に相当する指針はない。

二(二)について

ガイドラインにおいては、理学療法士等学校養成施設の臨床実習の実習指導者について、「実習指導者は、理学療法士養成施設において、理学療法に相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも一人は免許を受けた後三年以上業務に従事した者であること」と定めている。また、これらの実習指導者の指導の質を確保し、及び向上させるため、厚生労働省と公益財団法人医療研修推進財団との共催で、毎年、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会を開催しているところである。

二(三)について

御指摘の実態の詳細については承知していないが、理学療法士等学校養成施設において適切な臨床実習が行われていない場合があるということについて、公益財団法人日本理学療法士協会、一般社団法人日本作業療法士協会及び一般社団法人全国リハビリテーション学校協会(以下「関係団体」という。)から聞いているところである。今後、理学療法士等学校養成施設の養成カリキュラム全体の見直しを行う中で、臨床実習の実態の把握を含め、理学療法士等学生の臨床実習における適切な指導体制の確保のための対策について検討してまいりたい。

三(一)について

政府としては、平成十七年度以降の理学療法

士等学校養成施設の数を把握しており、都道府県ごとの同年度から平成二十七年までの各年度の初日における理学療法士等学校養成施設の数を順に示すと、次のとおりである。

北海道 十四、十五、十六、十八、十九、十九、十九、二十一、二十二、二十四
青森県 六、六、六、五、六、六、六、六、六
岩手県 二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、三
宮城県 八、八、十一、十一、十一、十一、十二、十三、十三、十三、十三
秋田県 二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、三
山形県 四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四
福島県 四、四、四、三、三、三、三、三、四、四、四
茨城県 五、五、六、七、七、七、七、七、七、七、七
栃木県 四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四
群馬県 七、九、十一、十一、十二、十二、十二、十二、十、十
埼玉県 十一、十五、十六、十七、十七、十四、十五、十五、十五、十五、十五
千葉県 十四、十五、十五、十五、十五、十三、十三、十三、十三、十四
東京都 二十六、二十六、二十七、二十五、二十七、二十九、三十、三十二、三十二、三十一、三十一
神奈川県 十一、十三、十三、十三、十三、十三、十三、十三、十三、十三、十五
新潟県 六、七、七、七、七、六、六、六、七、七、七

[illegible]

(平成二十八年一月二十二日毎日新聞の記事による)

使途秘匿金は、賄賂や談合金、秘密政治献金、総会屋対策費のような、違法または不当な支出につながりやすく、公正な取引を阻害することになりかねない。税負担の公平性の確保、公正な取引を確保する為には企業の使途秘匿金の支出を無くすることが不可欠であることから、使途秘匿金の課税制度につき次の事項、質問する。

一 使途秘匿金の課税制度の導入検討時、税制調査会の「平成六年度の税制改正に関する答申」では、「企業経営者のみならず社会的なモラルの問題でもあり、このような問題を是正するため税制を活用することは、厳に慎みむべきである」との意見も強い。したがって、やむを得ず税制上の措置を講ずるような場合においても、単に支出先が不明であるというだけでいたすに對象を拡大することのないよう配慮する必要があるほか、新たな措置が企業活動や税務執行にどのような影響を及ぼすことになるのか必ずしも予測しがたいことにもかんがみ、限定的なものに止めることが適当である。」としていた。

① 使途秘匿金の課税制度が九回の延長を経て、平成二十六年に恒久化されるまでの過程の中で、上記の答申で示されたような、社会的なモラルの問題に対し税制を活用することは慎むべき旨の懸念が解消された上で、現行の制裁課税は施行されているのか。

② 使途秘匿金の課税制度の特例は、違法または不当な使途秘匿金の支出を抑制するための政策的な立法であり、使途秘匿金の支出を税法上認知するものではないとされていた。しかし平成二十六年度税制改正において使途秘匿金の支出がある場合の特例の適用期限の撤廃がされ、恒久化された。

適用期限の撤廃は、使途秘匿金の支出を税法上認めるものか。それとも使途秘匿金はあくまでも法人税基本通達上の措置であり、制度的にもこれらが認められるものではないとの考えに変わりはないか。政府の見解は如何に。

二 通常の法人税に加え、四十%の制裁課税を支出してまでも使途秘匿金として申告をし、支出相手先の隠蔽を行う企業に対して、制裁課税で使途秘匿金の支出抑制を促すのは限界があるのではないか。政府が、使途秘匿金の支出を税法上認めないとするのであれば、企業名の公表等、制度の見直しが必要であると考ええるが、検討はされているか。今後検討はされるか。右質問する。

内閣衆質一九〇第一八一号
平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員井坂信彦君提出使途秘匿金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出使途秘匿金に関する質問に対する答弁書

一 ①及び②について

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十二条及び第六十八条の六十七に規定する使途秘匿金の支出がある場合の特例については、企業が税務当局に対し相手先の氏名等を秘匿するような支出は、違法又は不当な支出につながりやすく、それがひいては公正な取引を阻害することにもなりかねないことから、そのような支出を極力抑制するために、平

成六年度税制改正において創設されたものであり、その後、相当期間が経過し、使途秘匿金の支出を極力抑制するという当該特例の趣旨は引き続き変わらないと考えられたことから、平成二十六年度税制改正において、その適用期限が撤廃されたものである。

二について

政府としては、使途秘匿金の支出がある場合の特例は、使途秘匿金の支出を抑制する一定の効果があると考えており、当該特例の見直しは検討していない。

平成二十八年三月十日提出
質問 第一八一二号

東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業に関する質問主意書

提出者 階 猛

東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業に関する質問主意書

一 防災集団移転促進事業は平成二十七年九月末時点で用地整備済みのものも含めて計三百三十三地区の計画があると聞く。しかし、実際の移転までにかかる時間の長さや住宅建設費の高騰等を受けて移転希望者が減少し、事業の縮小を迫られている例も報告されている。右三百三十三地区のうち、入居予定ないし入居済みの戸数が十戸未満となっている地区の数をお示し願いたい。

二 防災集団移転促進事業に伴う移転先の居住人数を維持しないし確保するために、現在政府が実施しているか実施を検討している施策をお示しただきたい。また、住宅建築費の高騰が移転希望者、特に高齢者の移転希望者にとって障害となつている現状を踏まえ、住宅建設を後押し

するため来年度以降に新たに実施を検討している支援策はあるか。ある場合は具体的に示し願いたい。

三 防災集団移転促進事業による移転希望者の減少に加え、希望者が高齢者に偏り、移転後の集落の高齢化が震災前に比べて急速に進むことも懸念されている。右三百三十三地区のうち、人口の五十%以上が六十五歳以上の高齢者である限界集落となることが現時点で見込まれている地区の数をお示し願いたい。

四 防災集団移転地区の限界集落化の増加を抑止するために政府が現在実施ないし実施を検討している政策をお示しただきたい。

五 防災集団移転地区中、十戸未満の小規模集落や限界集落における住民の生活を維持するために政府が実施を予定している対策・支援策があればお示しただきたい。また、そのような集落は数十年後に消滅する危険性が高いと言えるが、これを防ぐための対策を政府として用意・検討していればお示しただきたい。右質問する。

内閣衆質一九〇第一八二号
平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員階猛君提出東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員階猛君提出東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの三百三十三地区のうち、移転促進区域(防災のための集団移転促進事業に係る国の

財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)以下「集団移転促進法」という。第二条第一項に規定する移転促進区域をいう。以下同じ。内にある住居の移転先の住宅団地(同条第二項に規定する住宅団地をいう。以下同じ)における入居予定の住居戸数が十戸未満の地区数は、平成二十七年九月末時点で九十五である。

二、四及び五について

移転先の居住人数の維持及び確保については、「防災集団移転促進事業により造成した住宅団地においてやむを得ず生じた空き区画の処分等について」(平成二十六年六月三十日付け国土交通省都市局都市安全課長事務連絡)により、集団移転促進事業(集団移転促進法第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ)により造成した住宅団地においてやむを得ず生じた空き区画の活用が被災地の復興に資するものであると認められる場合には、移転者(集団移転促進法第三条第二項第二号に規定する移転者をいう。以下同じ)以外への処分を行うことが可能である旨関係地方公共団体に通知しているところである。

あわせて、東日本大震災の被災地における住宅建設の支援策として、集団移転促進事業による住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の利子相当額の補助を実施しているほか、岩手県、宮城県及び福島県の被災三県における資材及び人材の不足に対応するため、住宅再建を行う者への工務店紹介などを行うマッチングサポート事業に対して復興交付金(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第七十八条第三項に規定する復興交付金をいう。以下同じ)による支援を実施しているところである。

また、居住者の共同の福祉又は利便のための支援策として、同法第五十三条第二項の規定により読み替えて適用する集団移転促進法第三条第二項第三号に規定する移転者の住居の移転に關連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものの用に供する土地の取得及び造成に対して復興交付金による支援を実施しているところである。

さらに、移転者の生活確保のための支援策として、集団移転促進法第七条第五号に規定する移転者の住居の移転に關連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備に対する復興交付金による支援を実施するとともに、モデル事業として一定期間実施するコミュニティバスの運行、コミュニティ活動に必要な施設の整備等に対して復興交付金による支援を実施しているところである。

平成二十八年度においても、これらの支援を引き続き実施することとしている。

お尋ねの地区数については、移転者の年齢を移転先の住宅団地への入居に当たつての要件としていないことから、把握していない。

平成二十八年三月十日提出
質問 第一八三号

保育料値上り問題に関する質問主意書

提出者 西村智奈美

保育料値上り問題に関する質問主意書
平成二十二年度税制改正により、年少扶養控除及び十六歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の段階的廃止が行われた。保育料の算定は所得税・個人住民税の税額等と連動している。そのた

め、保育料算定における扶養控除の廃止による影響をできるだけ遮断すべく、平成二十三年七月十五日に厚生労働省より通知が発出され、扶養控除見直し前の旧税額を市町村において再計算し、それを基にして保育料を決定する取扱いとしてきた(いわゆる「年少扶養控除のみなし適用」)。

平成二十七年三月三十一日に「子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」(以下、内閣府令)の公布が自治体に通知された。それによれば、「利用者負担の階層区分の判定については、年少扶養控除等の廃止に係る影響については再計算しない取扱いを原則とする」とされている。ただし、既に入園している子どもが卒園するまでの間に限り、旧算定で決定することが可能で国庫負担も行うとされている(いわゆる「経過措置」)。

内閣府からは、従前は所得税額で階層区分を決定していたものを市町村民税所得割税額に変更し、制度の後後で階層区分が変わらないように所得割課税額を設定していると説明されているものの、その際、夫、妻、子二人の世帯を基本にしたため、昨年四月ないし九月以降、子どもが三人以上の世帯においては保育料が三万円や二万五千元も負担増となるケースが生じている。

この点について、H T B北海道テレビ放送の取材によれば、子ども・子育て会議の無藤隆会長が「第三子の保育料がかなり上がるのは想定していなかった」とインタビューに答えているなど、内閣府としてのコミュニケーションがなされていないことが問題視されている。

またこれも北海道テレビ放送の取材によれば、政令指定都市の約半数が経過措置などの対応をとっていない。指定都市市長会長の林文子市長も指定都市会では国の責任において対応すべきと言っている。

今回の多子世帯における保育料の値上がりは、内閣府令が主たる要因であると疑われる。

新しく入園する子どもはすべて経過措置の適用外となることは、平成二十八年三月九日厚生労働委員会における内閣府副大臣の答弁から明らかである。また多子世帯の保育料負担軽減として第二子、第三子以降の保育料の減免が行われるとはいえず平成二十八年度予算におけるその対象世帯は年収三六〇万円未満相当の世帯のみと狭くなっているため、制度上、引き続き高い保育料を徴収される世帯が生じることとなる。

よって、以下、質問する。

一 今年度、自治体が経過措置などの対応を行ったか否か、行った場合はどの時点からどのような措置を行ったか、すべての市町村に調査を行うべきと考えるが、如何。

二 経過措置などの対応を行っていない自治体において、特に多子世帯において、保育料がどのように変化したのか、またその原因は何か、サンプル調査を行うべきと考えるが、如何。

三 経過措置期間が終了した後、保育料が高止まりすることがないよう、政府として対応に万全を期すべきと考えるが、二〇一七年度以降の保育料の減免など幼児教育無償化はどのような実施計画となつているのか。また実施するための必要経費はどの程度と見込んでいるか。またそのための安定財源はどのように確保するのか。

四 保育料が大幅に値上がりした世帯がある原因が、内閣府令であった可能性は排除できず、内閣府がその影響を事前にきちんとシミュレートした形跡もないことは、子育て支援に逆行することであり、一億総活躍、希望出生率一・八を掲げる安倍政権の本気度を疑わざるを得ない。どのように責任を感じているか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一八三号
平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員西村智奈美君提出保育料値上がり問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員西村智奈美君提出保育料値上
り問題に関する質問に対する答弁書
一から四までについて

子ども・子育て支援新制度における保育料の算定については、御指摘の「年少扶養控除のみなし適用」を行わないことにより、子供が三人以上いる世帯において負担増となる場合があり得ると想定されていたことから、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の判断により、御指摘の「経過措置」を講ずることが可能である旨、政府から通知している。この「経過措置」を講ずるか否かについては、それぞれの状況に応じてなされた各市町村の判断を尊重することが適切であり、御指摘のような調査を行うことは考えていない。なお、政府としては第二子、第三子以降の保育料の減免に係る所要の措置を講じている。

幼児教育の無償化の段階的实施やその他の子ども・子育て支援の充実に向けた取組については、「新・三本の矢」の第二の矢である「夢をつむぐ子育て支援」にも掲げており、毎年度の予算編成過程において、財源を確保しながら進めることとしている。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成二十八年三月十八日

提出者
災害対策特別委員長 野田 聖子

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律
地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「平成二十八年度」を「平成三十三年度」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成三十三年三月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二十八年度約六千九百九十億円の見込みである。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二十八年一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の二」を「第十九条」に改める。

第四条第二項を削る。

第十五条第一項中「第四条第一項」を「第四条」に改め、同条第二項を削る。

第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十三号」を「前条第十三号」に改める。

第十七条第一号中「第十五条第一項各号」を「第十五条各号」に改め、同条第二号中「第十五条第一項各号」を「第十五条各号」に改め、「及び第二項各号」を削り、同条第三号中「第十五条第一項第十一号」を「第十五条第十一号」に改める。

第十八条中「第十五条第一項第三号」を「第十五条第三号」に改める。

第十九条の二を削る。

第二十条第二項を削る。

附則第一条の二を削る。

附則第六条第二項中「前条第一項第十四号」を「前条第十三号」に、「第十五条第一項各号（第十二号及び第十三号を除く。）及び第二項各号」を「第十五条各号（第十一号及び第十二号を除く。）」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則第九条第六項中「前条第一項第十三号」を「前条第十三号」に改める。

附則第十八条第二項中「第十五条第一項各号」を「第十五条各号」に改め、「第七号」を削り、「第十二号から第十四号まで」を「第十一号から第十三号まで」に、「第十二号及び第十三号を除く。」及び「第二項各号」を「第十一号及び第十二号を除く。」に、「業務並びに」を「業務及び」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

（業務の特例）

第二条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（次項及び第三項において「機構」という。）は、この法律による改正前の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項各号に掲げる業務に係る債権の回収が終了するまでの間、この法律による改正後の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（次項及び第三項において「新法」という。）第十五条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新法第二十條の規定にかかわらず、機構に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）における主務大臣及び主務省令は、当該業務に関する事項については、それぞれ経済産業大臣及び環境大臣並びに経済産業省令・環境省令とする。

3 第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新法第十七条第二号中「関する業務」とあるのは「関する業務並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号。以下この号及び第二十七條第一号において「改正法」という。）附則第二条第一項に規定する業務（改正法による改正前の第十五条第二項各号に掲げる業務のうち改正法による改正前のこの号に掲げる業務に係る債権に係るものに限る。）と、新法第二十七條第一号中「第十五条」とあるのは「第十五条及び改正法附則第二

平成二十八年三月二十二日 衆議院會議録第十八号

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

裁判所職員定員法 二四

条第一項と、附則第四条の規定による改正後の特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第八十八条第一項第二号中「ヨ 附属諸費」とあるのは「ヨ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)附則第二条第一項に規定する業務に要する費用」とする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三第二十一項中「第十五条第一項第一号」を「第十五条第一号」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第四条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十五条第三項第一号ハ中「第十五条第一項第一号」を「第十五条第一号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第八十八条第一項第二号中「リを」とし、又から「リ」を削り、同条を次のように改める。

附則第十三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十四条の前の見出しとして「エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の歳入及び歳出の特例等」を付し、同条中「第八十八条第一項第二号」及び「第八十八条第一項第二号」及び「第八十八条第一項第二号」を「第八十八条第一項第二号」及び「第八十八条第一項第二号」に、「第八十八条第一項第二号」を「同号」に、「第八十八条第一項第二号」を「同号」に、「第八十八条第一項第二号」を「同号」に改める。

理 由

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第一条の二に規定する廃止期限の到来に伴い、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の業務に係る同法の規定を削除する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨

一

本案は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第一条の二に規定する廃止期限の到来に伴い、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が行う気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の業務に係る同法の規定を削除する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の目的から、京都議定書に係る排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の規定に基づく約束を履行することに寄与することとする等の規定を削除すること。

併せて、機構の業務の範囲から京都議定書に係る排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の規定を削除すること。

2 この法律は、平成二十八年三月三十一日から施行すること。

3 関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第一条の二に規定する廃止期限の到来に伴う措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十八年三月十八日

経済産業委員長 高木美智代

衆議院議長 大島 理森殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二十八年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

裁判所職員定員法の一部を改正する法律
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、九五三人」を「一、九八五人」に改める。

第二条中「二万九千九百五十四人」を「二万九千九百十八人」に改める。

附 則

この法律は、平成二十八年四月一日又はこの法の公布の日の日いずれか遅い日から施行する。

理 由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 判事の員数を三十二人増加すること。

2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十六人減少すること。

3 この法律は、平成二十八年四月一日又はこの法の公布の日の日いずれか遅い日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十八年年度裁判所関係予算に、約一億百十七万円減額した額が計上されている。

右報告する。

平成二十八年三月十八日

法務委員長 葉梨 康弘
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、その実情の把握に努め、必要な対応を行うこと。

二 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小に関する政府答弁を遵守すること。

三 今後、裁判所職員定員法の改正を行う場合には、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにすること。

四 裁判の迅速化に関する法律第二条第一項に定められた第一審の訴訟手続の審理期間の目標を踏まえ、最高裁判所において、審理期間及び合議率の目標について合理的な時期に遅滞なく達成できるよう努めること。

五 前項の目標を達成するため、審理の運用手法、制度の改善等について、不断の検討を行うとともに、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。

六 平成二十五年三月二十六日の当委員会の附帯決議を踏まえ、最高裁判所において、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、その削減等も含め検討すること。

七 裁判官以外の裁判所職員の員数を減少する場合に、裁判員裁判等による国民に開かれた司法制度の実現が損なわれることとならないよう、裁判所への来庁者等の安全確保に必要な警備態勢の維持に配慮すること。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

平成二十八年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、平成二十八年一月二十二日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条

についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「地位協定」という。)に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関のために勤務に服する労働者で日本国が雇用するもの(以下「労働者」という。)の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、二十一年一月二十一日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定において、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四条についての特別の措置が定められたことを想起し、

両国を取り巻く諸情勢に留意し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、次のとおり協定した。

第一条

日本国は、二十六年から二十二十年までの日本国の会計年度において、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与

(b) 地域手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当(人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。)、人員整理退職手当、人員整理按分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、広域異動手当、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給

(c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出動手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

第二条

日本国は、二十十六年から二十二十年までの日本国の会計年度において、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 公益事業によつて使用に供される電気、ガス、水道及び下水道
- (b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

第三条

日本国は、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）のうちいずれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に關し、地位協定第二十五条に定める合同委員会（以下「合同委員会」という。）における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部若しくは一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設及び区域を使用するよう変更する場合又は日本国政府が適当と判断して行う合同委員会における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部若しくは一部を当該特定の施設及び区域に代えてアメリカ合衆国の軍隊の訓練のための場所を使用するよう変更する場合には、その変更に伴つて追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。もつとも、日本国政府が、当該要請に当たり、日本国がこの条の規定に従つて経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

第四条

アメリカ合衆国は、前三条に規定する経費の節約に一層努める。

第五条

日本国は、日本国の会計年度ごとに、それぞれ第一条、第二条及び第三条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、その決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第六条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に關する全ての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

第七条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手續に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、二十一年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十十六年一月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸田文雄

アメリカ合衆国のために

キャロライン・ケネディ

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定第二十四条についての新たな措置に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結に關する件及び同報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を限り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するために、アメリカ合衆国政府と協議しつつ、検討を行つてきた。その結果、最終的合意に達したので、平成二十八年一月二十二日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、日米間の経費負担の原則を定める地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 我が国は、二十十六年から二十二十年までの我が国の会計年度において、我が国に雇用されて合衆国軍隊等のために勤務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費並びに合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること。

2 我が国は、我が国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部若しくは一部を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合又は我が国政府が適当と判断して行う要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部若しくは一部を

同国の施政の下にある領域における同国の軍隊の訓練のための場所を使用するよう変更する場合に、その変更に伴つて追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担すること。

3 アメリカ合衆国は、前記一及び二の経費の節約に一層努めること。

4 我が国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報すること。

5 日米両国は、この協定の実施に關する全ての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができること。

なお、本協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、二十一年三月三十一日まで効力を有することになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資するものと考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費については、平成二十八年度一般会計予算防衛省所管に、千五百二十一億円が計上されている。

右報告する。

平成二十八年三月十八日

外務委員長 岸 信夫

衆議院議長 大島 理森殿

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

右

平成二十八年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律

独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条」に、「第二十二条」を「第二十一条・第二十二条」に改める。

第三条中「救済」の下に「研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

(秘密保持義務)

第八条の二 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第十条第一項第八号から第十号までに掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第十条第一項中第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 大学、国立研究開発法人(通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。)その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。

九 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

十 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。

第十一条中「又は第五号」を「第五号又は第十号」に改める。

第十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十条第一項第八号から第十号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 第八条の二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章の章名を削り、第二十条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年十月一日から施行する。

(国の権利義務の承継等)

第二条 この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「指定日」という。)の前日において、この法律による改正後の独立行政法人環境再生保全機構法第十条第一項第八号に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、指定日において、独立行政法人環境再生保全機構(次項において「機構」という。)が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、指定日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

理 由

環境の保全に関する研究及び技術開発を効率的・効果的に推進するため、当該研究及び技術開発の実施及び助成に係る業務を独立行政法人環境再生保全機構の業務の範囲に追加するとともに、役員に係る守秘義務規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、環境の保全に関する研究及び技術開発の効率的・効果的な推進に向け、その研究及び技術開発の実施及び助成に係る業務を独立行政法人環境再生保全機構が行えるようにするため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的規定に、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発に係ることを追加すること。

2 独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、3の(一)から(三)までに掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとし、これに違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するものとする。

3 業務の範囲

(一) 大学、国立研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うものとする。

(二) (一)に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進するものとする。

(三) 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うものとする。

4 3の(三)の助成金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を準用するものとする。

5 機構は、3の(一)から(三)までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関し、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないものとする。

6 この法律は、平成二十八年十月一日から施行すること。

7 この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「指定日」という。)の前日において、3の(一)の業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、指定日において、機構が承継するものとする。その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとし、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、環境の保全に関する研究及び技術開発を効率的・効果的に推進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十八年
度一般会計予算環境省所管に、一億七千七百七
万五千元が計上されている。
右報告する。

平成二十八年三月十八日

環境委員長 赤澤 亮正
衆議院議長 大島 理森殿

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
案

右
国会に提出する。

平成二十八年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法の一部を改正する法
律

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六
十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 地域子ども・子育て支援事業
(第五十九条)」を「第四章 地域子ども・子育て支
援事業(第五十九条の二)」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四十条の二 仕事・子育て両立支援事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立
に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実
を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、
児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する
施設(同項の規定による届出がされたものに
限る。)のうち同法第六十条の三第十二項に規定す
る業務を目的とするものその他事業主と連携し
て当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児

又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者
に対し、助成及び援助を行う事業を行うことが
できる。

2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立
支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して
意見を申し出ることができる。

第六十条第一項中「子ども・子育て支援給付及
び地域子ども・子育て支援事業を」子ども・子育
て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及
び仕事・子育て両立支援事業に改め、同条第二
項第一号及び第五号中「及び地域子ども・子育
て支援事業」を「並びに地域子ども・子育て支援
及び仕事・子育て両立支援事業に改める。

第六十九条第一項中「いう」及び「をいう」に、
「に充てる」を「及び仕事・子育て両立支援事
業に要する費用(同項において「仕事・子育て両立
支援事業費用」という。)に充てる」に改める。

第七十条第二項中「賦課標準の予想総額及び」
を「並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定
額、賦課標準の予想総額並びに」に、「並びに」を
「及び」に、「千分の一・五」を「千分の二・五」に改
める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行
する。

(特別会計に関する法律の一部改正)

2 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二
十三号)の一部を次のように改正する。

第百八条中「児童手当及び」を「児童手当並び
に」に改め、「地域子ども・子育て支援事業」の
下に「及び仕事・子育て両立支援事業」を加え
る。

第百十一条第五項第二号ロを次のように改め
る。

ロ 子ども・子育て支援交付金(子ども・
子育て支援法第六十八条第二項の規定に
よる交付金をいう。以下同じ。)及び仕
事・子育て両立支援事業費

第百十一条第五項第二号ホ中「児童手当の」を
削る。

第百十三条第三項中「及び同条第五項に規定
する児童手当に関する事務の執行に要する費
用」を削り、「もの並びに」を「もの、」に改め、
「より国庫が負担するもの」の下に「及び第百十
一条第五項第二号ホに掲げる業務取扱費で国庫
が負担するもの」を加える。

第百十八条第一項及び第三項中「及び子ど
も・子育て支援交付金」を「並びに子ども・子育
て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業
費」に改める。

第百二十条第二項第三号中「及び第五項」を削
り、「国庫負担金の額」の下に「及び第百十一条
第五項第二号ホに掲げる業務取扱費に係る国庫
負担金の額の合計額」を加える。

附則第三十一条の二中「児童手当及び」を「児
童手当並びに」に、「及び」を「並びに」に、「児
童手当の業務取扱費」を「業務取扱費」に、「執
行に要する費用」を「業務取扱費で国庫が負担
するもの」に改め、「事務の執行に要する費用」
の下に「で国庫が負担するもの」を加え、「及び
子ども・子育て支援交付金」及び「仕事・子育
て両立支援事業費」に、「並びに子ども・子育
て支援交付金」を、「仕事・子育て両立支援事業
費」に、「第五項」を「に係る国庫負担金の額」
に、「及び第五項」を「及び第五項の規定による
国庫負担金の額」に改める。

附則第三十一条の三及び第三十一条の四中
「地域子ども・子育て支援事業」を「仕事・子育
て両立支援事業」に改め、「児童手当の」を削
り、「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並
びに」を「業務取扱費(子ども手当の業務取扱
費を含む)及び」に、「執行に要する費用」を「業
務取扱費で国庫が負担するもの」に改め、「事務
の執行に要する費用」の下に「で国庫が負担す
るもの」を加え、「及び子ども・子育て支援交付
金」を「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕
事・子育て両立支援事業費」に改め、「並びに子
ども・子育て支援交付金」の下に「仕事・子育
て両立支援事業費」を加え、「第五項」を「に係
る国庫負担金の額」に、「第十八条第二項」を「第
十八条第二項の規定による国庫負担金の額」に
改める。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過
措置)

3 前項の規定による改正後の特別会計に関する
法律の規定は、平成二十八年年度の予算から適用
し、平成二十七年年度の収入及び支出並びに同年
度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例
による。

(政令への委任)

4 前項に規定するもののほか、この法律の施行
に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るた
め、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置
者に対する助成及び援助を行う事業を創設すると
ともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上
限を引き上げる等の措置を講ずる必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 仕事・子育て両立支援事業

(一) 政府は、仕事と子育てとの両立に資するため、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六十条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができることとする。

(二) 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができることとする。

2 基本指針

内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に仕事・子育て両立支援事業を追加すること。

3 拠出金

(一) 一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加すること。

(二) 拠出金の率の上限を千分の二・五以内に引き上げること等とすること。

4 その他

その他所要の改正を行うものとする。

5 施行期日等

(一) この法律は、平成二十八年四月一日から施行することとする。

(二) 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)について所要の改正を行うものとする。

(三) この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずるもので、おおむね妥当なものと認めるが、政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するため所要の措置並びに保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする必要があることと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は約八百三十五億円である。

右報告する。

平成二十八年三月十八日

内閣委員長 西村 康稔
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

(小字は修正)

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(検討等)」を付し、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十八年二月二十四日

参議院議長 山崎 正昭
衆議院議長 大島 理森殿

自殺対策基本法の一部を改正する法律

自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十一条」に、「第二章」を「第三章」に、「第三章」を「第四章」に改める。

本法的施策(第十一条)第十九条「第二」を「第三」に改める。

自殺総合対策会議(第二十条)第二十一条「第三」を「第四」に改める。

第一章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画(第一章)第十五条「第二」を「第三」に改める。

第二条第四項中「国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に」を「保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「こらえらるる」を「捉えらるる」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、生きる力を基礎として生きがいや希望を持つて暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

第三条の見出し中「国」の下に「及び地方公共団体」を加え、同条中「次条」を「次項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第二十一条の見出しを「(会議の組織等)」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(必要な組織の整備)
第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

第二十條第二項第一号中「第八條の大綱を」を「自殺総合対策大綱」に改め、同条を第二十三條とする。

第三章の章名中「自殺総合対策会議」を「自殺総合対策会議等」に改め、同章を第四章とする。

第十九條の見出し中「に対する」を「の」に改め、同条中「防止の下に」を「自殺者の親族等の支援を加え、」のために、助言、財政上の措置その他の」に改め、第二章中同条を第二十二條とする。

第十八條の見出し中「に対する」を「の」に改め、同条中「に対する」を「への」に改め、同条を第二十一條とする。

第十七條の見出し中「に対する」を「等の」に改め、同条中「に対する」を「等への」に改め、同条を第二十條とし、第十六條を第十九條とする。

第十五條中「整備」の下に、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備を加え、確保等を確保、精神科医とその他の地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等に改め、同条を第十八條とする。

第十四條の見出し中「体制の整備」を「教育及び啓発の推進等」に改め、同条中「体制の整備」を「教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対

し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

第十四條を第十七條とする。

第十三條中「自殺の防止等に関する」を「大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る」に改め、同条を第十六條とする。

第十二條を削る。

第十一條の見出しを「調査研究等の推進及び体制の整備」に改め、同条第一項を次のように改める。

国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

第十一條第二項中「国」の下に「及び地方公共団体」を加え、「効果的かつ効率的な」を「効果的かつ円滑な」に改め、同条を第十五條とする。

第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三條第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三條 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四條 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第十條中「概要を」を「概況」に改め、「政府が」及び「の実施の状況」を削り、第一章中同条を第十一條とする。

第九條を第十條とし、第八條を削り、第七條を第九條とする。

第六條中「自殺対策の重要性に対する関心と理解」を「生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心」に改め、同条を第五條とし、同条の次に次の三條を加える。

（国民の理解の増進）

第六條 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七條 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八條 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七條第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

2 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条のうち厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第一項の改正規定中「自殺対策の大綱」を「自殺総合対策大綱」に、「第八条」を「第十二条」に改める。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案
(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自殺対策の一層の推進を図るため、自殺対策が生きていることの包括的な支援として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定等について定めるほか、基本的施策を拡充し、自殺対策の推進につき必要な組織の整備を図る等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となつていくこと」を加えること。

2 基本理念として、自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえない個人として尊重されとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持つて暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならないこと等を加えること。

3 国は、地方公共団体に對し、自殺対策に関する地方公共団体の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

4 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設けること。

5 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

6 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、都道府県自殺対策計画を定めるものとする。また、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めるものとする。

7 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業等を実施する都道府県又は市町村に對し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

8 調査研究等の推進及び体制の整備、人材の確保等、心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等、医療提供体制の整備等の基本的施策をそれぞれ拡充すること。

9 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

10 この法律は、平成二十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

自殺対策の一層の推進を図るため、自殺対策が生きていることの包括的な支援として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定等について定めるほか、基本的施策を拡充し、自殺対策の推進につき必要な組織の整備を図る等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

平成二十八年三月十八日

厚生労働委員長 渡辺 博道

衆議院議長 大島 理森殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本体 本号一部
二 二
一 八
〇 円